

【表紙】

【提出書類】	有価証券届出書
【提出先】	関東財務局長殿
【提出日】	2021年8月13日提出
【発行者名】	ファイブスター投信投資顧問株式会社
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 篠原 直人
【本店の所在の場所】	東京都中央区入船一丁目2番9号 八丁堀M F ビル8階
【事務連絡者氏名】	谷内 恒司
【電話番号】	03-3523-9556
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券に係るファンドの名称】	長期資産形成戦略ファンド
【届出の対象とした募集（売出）内国投資 信託受益証券の金額】	当初募集額 上限1,000億円 継続募集額 上限1兆円
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

第一部【証券情報】

（１）【ファンドの名称】

長期資産形成戦略ファンド（以下「ファンド」といいます。）
・愛称として「100歳計画」という名称を用いることがあります。

（２）【内国投資信託受益証券の形態等】

- ・追加型証券投資信託受益権です。（以下「受益権」といいます。）
- ・信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供された信用格付、または信用格付業者から提供され、もしくは閲覧に供される予定の信用格付はありません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律の規定の適用を受け、受益権の帰属は、後述の「（11）振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関（社債、株式等の振替に関する法律第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。）の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります（以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。）。委託会社は、やむを得ない事情などがある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

（３）【発行（売出）価額の総額】

当初申込期間：1,000億円を上限とします。
継続申込期間：1兆円を上限とします。

（４）【発行（売出）価格】

当初申込期間：1口当たり1円とします。
継続申込期間：取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。
・基準価額につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（５）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。
・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。

（６）【申込単位】

販売会社または「（８）申込取扱場所」の照会先にお問い合わせください。

（７）【申込期間】

当初申込期間：2021年8月31日から2021年9月29日までとします。
継続申込期間：2021年9月30日から2022年9月22日までとします。
・継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

（８）【申込取扱場所】

販売会社につきましては、委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先
<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>
電話番号：03-3553-8711
受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで
ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（ ９ ） 【 払込期日 】**当初申込期間**

- ・ 取得申込者は、申込期間中に申込金額を販売会社に支払うものとします。
- ・ 申込期間における発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、設定日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

継続申込期間

- ・ 取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する期日までに販売会社に支払うものとします。
- ・ 申込期間における各取得申込受付日の発行価額の総額（設定総額）は、販売会社によって、追加設定が行なわれる日に委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払い込まれます。

（ １ ０ ） 【 払込取扱場所 】

申込金額は、販売会社にお支払いいただきます。

（ １ １ ） 【 振替機関に関する事項 】

振替機関は、株式会社証券保管振替機構とします。

（ １ ２ ） 【 その他 】

該当事項はありません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

この投資信託は、ファンド・オブ・ファンズ方式により、信託財産の長期的な成長を目指して運用を行います。

ファンドの基本的性格

1）商品分類

単位型投信・ 追加型投信	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国 内	株 式
	海 外	債 券
追加型投信	内 外	不動産投信
		その他資産 ()
		資産複合

（注）当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

2) 属性区分

投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
株式	年1回	グローバル (日本を含む)	ファミリーファン ド	あり
一般 大型株 中小型株	年2回	日本		
	年4回	北米		
債券	年6回 (隔月)	欧州		
一般 公債 社債 その他債券 クレジット属性 ()	年12回 (毎月)	アジア オセアニア		
	日々	中南米	ファンド・オブ・ ファンズ	なし
不動産投信	その他 ()	アフリカ		
その他資産 (投資信託証券 (資産複合(株式、債券(低格付 債)、デリバティ ブ、為替予約取 引)資産配分変更 型))		中近東 (中東) エマージング		
資産複合 () 資産配分固定型 資産配分変更型				

(注) 当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズです。このため、組入れている資産を示す属性区分上の投資対象資産（その他資産（投資信託証券（資産複合（株式、債券（低格付債）、デリバティブ、為替予約取引）資産配分変更型））と収益の源泉となる資産を示す商品分類上の投資対象資産（資産複合）とが異なります。

< 商品分類の定義 >

1. 単位型投信・追加型投信の区分

- (1) 単位型投信：当初、募集された資金が一つの単位として信託され、その後の追加設定は一切行われないファンドをいう。
- (2) 追加型投信：一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいう。

2. 投資対象地域による区分

- (1) 国内：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に国内の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 海外：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 内外：目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

3. 投資対象資産による区分

- (1) 株式：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (2) 債券：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に債券を源泉とする旨の記載があるものをいう。
- (3) 不動産投信（リート）：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券を源泉とする旨の記載があるものをいう。

(4)その他資産：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に上記(1)から(3)に掲げる資産以外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、その他資産と併記して具体的な収益の源泉となる資産の名称記載も可とする。

(5)資産複合：目論見書又は投資信託約款において、上記(1)から(4)に掲げる資産のうち複数の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 独立した区分

(1)MMF(マネー・マネージメント・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMMFをいう。

(2)MRF(マネー・リザーブ・ファンド)：「MMF等の運営に関する規則」に定めるMRFをいう。

(3)ETF：投資信託及び投資法人に関する法律施行令（平成12年政令480号）第12条第1号及び第2号に規定する証券投資信託並びに租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第9条の4の2に規定する上場証券投資信託をいう。

< 補足として使用する商品分類 >

(1)インデックス型：目論見書又は投資信託約款において、各種指数に連動する運用成果を目指す旨の記載があるものをいう。

(2)特殊型：目論見書又は投資信託約款において、投資者に対して注意を喚起することが必要と思われる特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。なお、下記の属性区分で特殊型の小分類において「条件付運用型」に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記するものとし、それ以外の小分類に該当する場合には当該小分類を括弧書きで付記できるものとする。

< 属性区分の定義 >

1. 投資対象資産による属性区分

(1)株式

一般：次の大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものをいう。

大型株：目論見書又は投資信託約款において、主として大型株に投資する旨の記載があるものをいう。

中小型株：目論見書又は投資信託約款において、主として中小型株に投資する旨の記載があるものをいう。

(2)債券

一般：次の公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものをいう。

公債：目論見書又は投資信託約款において、日本国又は各国の政府の発行する国債(地方債、政府保証債、政府機関債、国際機関債を含む。以下同じ。)に主として投資する旨の記載があるものをいう。

社債：目論見書又は投資信託約款において、企業等が発行する社債に主として投資する旨の記載があるものをいう。

その他債券：目論見書又は投資信託約款において、公債又は社債以外の債券に主として投資する旨の記載があるものをいう。

格付等クレジットによる属性：目論見書又は投資信託約款において、上記 から の「発行体」による区分のほか、特にクレジットに対して明確な記載があるものについては、上記 から に掲げる区分に加え「高格付債」「低格付債」等を併記することも可とする。

(3)不動産投信

これ以上の詳細な分類は行わないものとする。

(4)その他資産

組入れている資産を記載するものとする。

(5)資産複合

以下の小分類に該当する場合には当該小分類を併記することができる。

資産配分固定型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

資産配分変更型：目論見書又は投資信託約款において、複数資産を投資対象とし、組入比率については、機動的な変更を行なう旨の記載があるものもしくは固定的とする旨の記載がないものをいう。なお、組み合わせている資産を列挙するものとする。

2. 決算頻度による属性区分

年1回：目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいう。

年2回：目論見書又は投資信託約款において、年2回決算する旨の記載があるものをいう。

年4回：目論見書又は投資信託約款において、年4回決算する旨の記載があるものをいう。

年6回(隔月)：目論見書又は投資信託約款において、年6回決算する旨の記載があるものをいう。

年12回(毎月)：目論見書又は投資信託約款において、年12回(毎月)決算する旨の記載があるものをいう。

日々：目論見書又は投資信託約款において、日々決算する旨の記載があるものをいう。

その他：上記属性にあてはまらない全てのものをいう。

3. 投資対象地域による属性区分(重複使用可能)

グローバル：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。なお、「世界の資産」の中に「日本」を含むか含まないかを明確に記載するものとする。

日本：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

北米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が北米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

欧州：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が欧州地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アジア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

オセアニア：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がオセアニア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中南米：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中南米地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

アフリカ：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がアフリカ地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

中近東(中東)：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が中近東地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

エマージング：目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益がエマージング地域(新興成長国(地域))の資産を源泉とする旨の記載があるものをいう。

4. 投資形態による属性区分

ファミリーファンド：目論見書又は投資信託約款において、親投資信託(ファンド・オブ・ファンズにのみ投資されるものを除く。)を投資対象として投資するものをいう。

ファンド・オブ・ファンズ：「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいう。

5. 為替ヘッジによる属性区分

為替ヘッジあり：目論見書又は投資信託約款において、為替のフルヘッジ又は一部の資産に為替のヘッジを行う旨の記載があるものをいう。

為替ヘッジなし：目論見書又は投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいう。

6. インデックスファンドにおける対象インデックスによる属性区分

日経225

TOPIX

その他の指数：前記指数にあてはまらない全てのものをいう。

7. 特殊型

ブル・ベア型：目論見書又は投資信託約款において、派生商品をヘッジ目的以外に用い、積極的に投資を行うとともに各種指数・資産等への連動若しくは逆連動(一定倍の連動若しくは逆連動を含む。)を目指す旨の記載があるものをいう。

条件付運用型：目論見書又は投資信託約款において、仕組債への投資またはその他特殊な仕組みを用いることにより、目標とする投資成果(基準価額、償還価額、収益分配金等)や信託終了日等が、明示的な指標等の値により定められる一定の条件によって決定される旨の記載があるものをいう。

ロング・ショート型/絶対収益追求型：目論見書又は投資信託約款において、特定の市場に左右されにくい収益の追求を目指す旨若しくはロング・ショート戦略により収益の追求を目指す旨の記載があるものをいう。

その他型：目論見書又は投資信託約款において、上記 から に掲げる属性のいずれにも該当しない特殊な仕組みあるいは運用手法の記載があるものをいう。

上記は、一般社団法人投資信託協会が定める分類方法に基づき記載しています。また、商品分類および属性区分の定義は一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」を基に委託会社が作成したものです。なお、一般社団法人投資信託協会のホームページ (<http://www.toushin.or.jp/>) でもご覧頂けます。

ファンドの特色

● 特色1

当ファンドは、投資信託証券（以下「指定投資信託証券」という場合があります。）を主要投資対象とするファンド・オブ・ファンズ方式により運用を行います。指定投資信託証券への投資を通じて、主として、米国ハイ・イールド債券や国内株式に投資します。

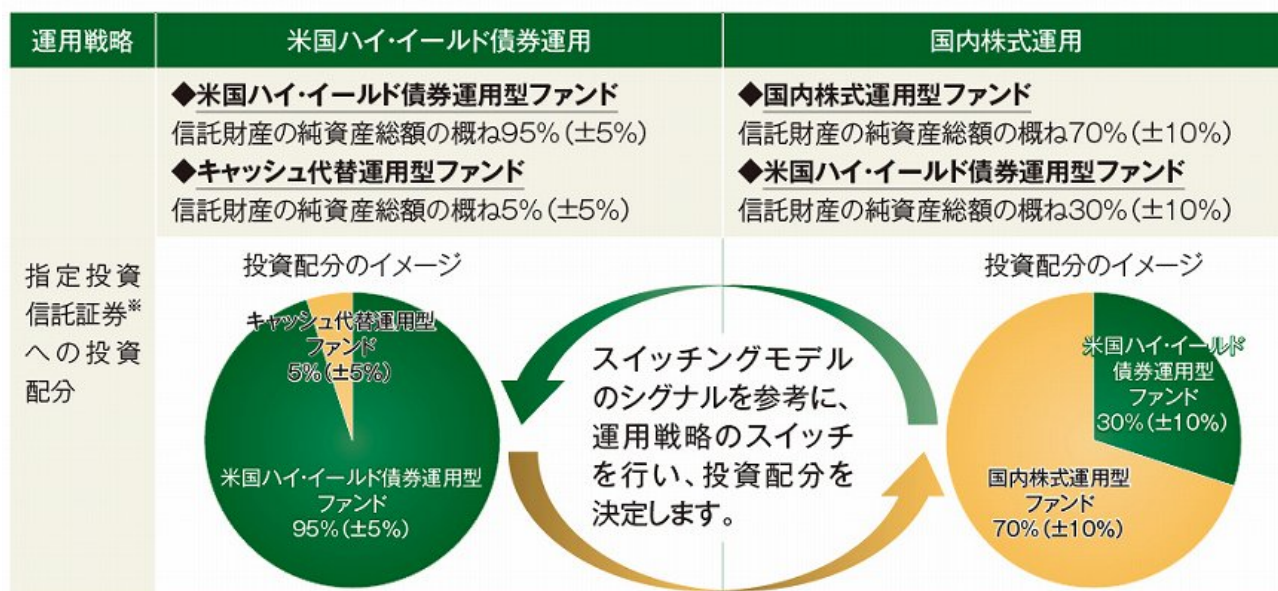
- 投資信託証券への投資にあたっては、別に定める指定投資信託証券の中から選択した投資信託証券に投資することを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行います。

● 特色2

指定投資信託証券への投資配分を通じて、主に、米国ハイ・イールド債券への投資を主とした運用期間と、国内株式への投資を主とした運用期間と、スイッチングモデルのシグナルを参考に、大胆に運用戦略のスイッチ（切り替え）を行います。

米国ハイ・イールド債券への投資にあたっては、指定投資信託証券を通じて、主に、米ドル建ての高利回り社債（ハイ・イールド債券）を実質的な投資対象とします。

- 運用戦略のスイッチにあたっては、一般社団法人資産形成支援協会が発案し、アイアイイー株式会社が独自開発した計量分析モデル「スイッチングモデル」のシグナルを活用します。しかし、経済環境、運用環境の大きな変化などにより委託会社が独自に判断することがあります。
- 運用戦略が国内株式運用の期間においても、米国ハイ・イールド債券運用型ファンドへの投資配分を30%（±10%）は維持します。



（注）市場動向および資金動向などにより、上記のような運用ができない場合があります。

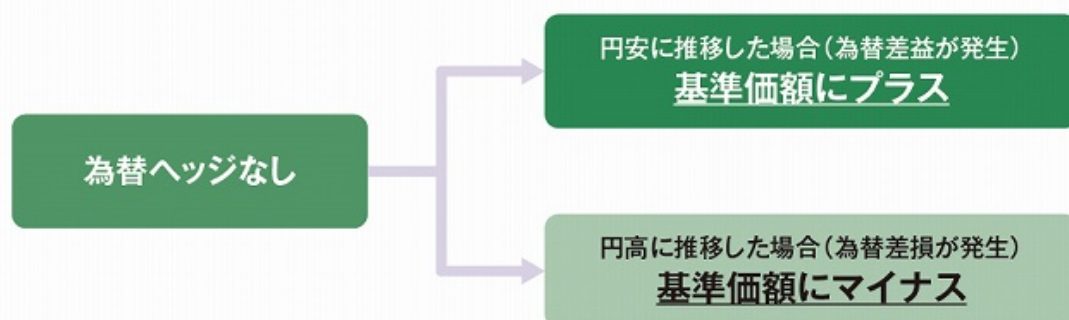
※約款に定められた当ファンドが投資対象とする投資信託証券をいいます。

- 一般社団法人資産形成支援協会は、国民の長期、安定的な資産形成を支援するため、投資教育ツールの提供及び長期的な資産形成のアドバイスができる人材を育成することを目的とし、2018年4月に設立された一般社団法人です。
- アイアイイー株式会社は、国内の4100本以上（償還ファンドを含む）の投資信託の基準価額データを搭載した分析ツールの開発・提供を行っています。

● 特色3

外貨建て資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

■ 為替の影響については、外貨建て資産に対し、対円での為替ヘッジを行わない場合には、基準価額は為替変動の影響を受けます。



ハイ・イールド債券とは

ハイ・イールド債券は、格付けがBB格以下の債券で、投資適格債（BBB格以上）に比べて信用リスクが高い分、利回りが高いのが特徴です。格付けは企業の信用力を表したもので、利害関係のない第三者機関である格付け会社（S&P、ムーディーズ等）が付与しています。

格付けと利回りのイメージ

	低								高
	↑								↑
	利回り								信用力
	↓								↓
	高								低
			S&P		ムーディーズ				
		投資適格債	AAA		Aaa				
			AA		Aa				
			A		A				
			BBB		Baa				
		ハイ・イールド債券	BB		Ba				
			B		B				
			CCC		Caa				
			CC		Ca				
			C		C				
			D		—				

一般的に、格付けの高い債券ほど利回りは低く、格付けの低い債券ほど利回りは高くなります。

ファンドのコンセプト

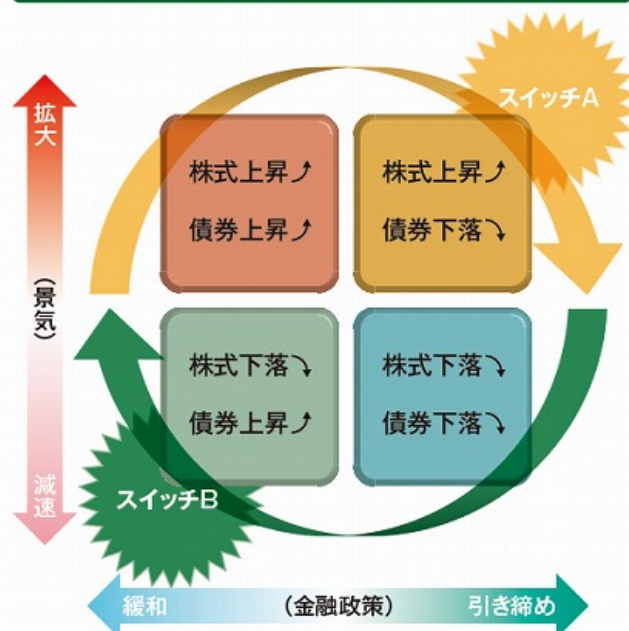
ハイ・イールド債券の魅力の一つには、相対的に高い金利収入があげられます。ハイ・イールド債券への投資は、高い金利収入の累積効果が長期投資に伴い大きくなればなるほど、値下がりに対する緩衝材の役割がより強まることが期待できます。こうした高い金利収入の積み上げによって、長期に運用するほど、より安定した投資効果が期待できます。

また、スイッチングモデルのシグナルを参考に、長期的な価格変動の波動を観測し、相対的に株式が割安と判断された場合には、国内株式での積極的な運用に“スイッチ”（切り替え）を行い、効率的なリターンを目指して運用を行います。

スイッチングモデルとは

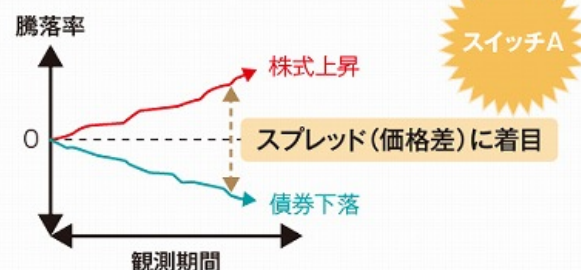
スイッチングモデルとは、株式と債券のスプレッド(価格差)をベースに、相対的に株式の割高・割安度を計量的に判定するモデルです。

景気循環サイクルにおける株式と債券の値動きと、スイッチングモデルのシグナル発生イメージ

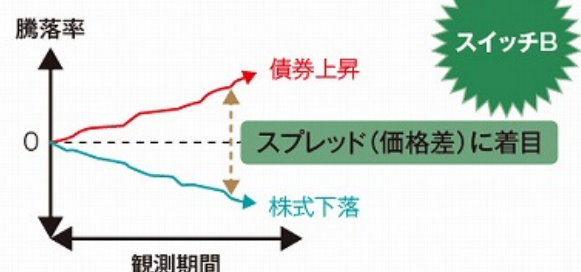


※株式と債券の価格動向は、景気循環サイクルにおける一般的な価格変動をイメージして表示しています。

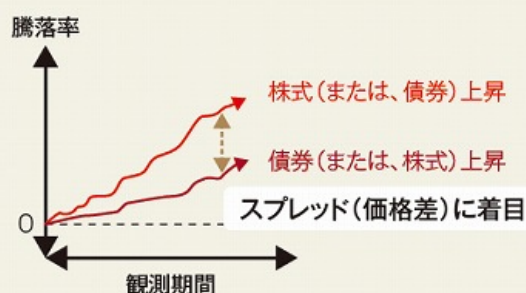
一定のスプレッドにおいて、株式を割高と判定し、米国ハイイールド債券運用の戦略へスイッチします。



一定のスプレッドにおいて、株式を割安と判定し、国内株式運用の戦略へスイッチします。



景気循環サイクルの過程において、株式と債券のそれぞれの価格が上昇、または、下落する局面でも、スプレッド(価格差)に着目し、株式の割高・割安を判定します。

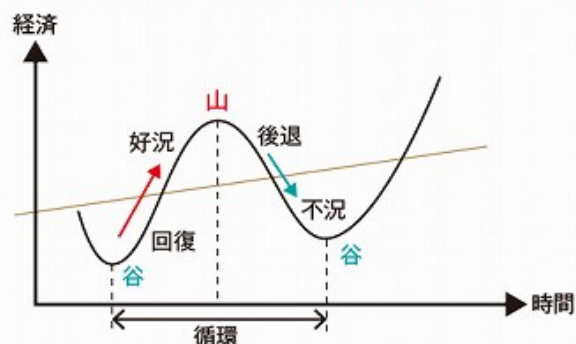


※観測期間中における株式と債券の騰落率のそれぞれの推移は、円換算の上、スプレッド(価格差)に着目しています。

スイッチングモデルのシグナル発生の特徴



景気循環サイクルのイメージ



循環の平均期間:約4.36年*

運用戦略のスイッチは数年単位

スイッチングモデルにおけるシグナル発生
の頻度、及び、タイミングは、内閣府
のデータ「景気循環サイクル」と似た
特徴*があります。

※実際の発生のタイミングとは異なります。

内閣府経済社会総合研究所では、景気循環の局面判断や各循環における経済活動の比較などのため、主要経済指標の中心となる転換点である景気基準日付(山・谷)を設定しています。過去においては、拡張と後退を合わせた全循環の期間平均は、約4.36年* (最大で約7.17年)となっています。

循環	谷	山	谷	期間		
				拡張	後退	全循環
第1循環		1951年6月 (昭和26年6月)	1951年10月 (昭和26年10月)		4か月	
第2循環	1951年10月 (昭和26年10月)	1954年1月 (昭和29年1月)	1954年11月 (昭和29年11月)	27か月	10か月	37か月
第3循環	1954年11月 (昭和29年11月)	1957年6月 (昭和32年6月)	1958年6月 (昭和33年6月)	31か月	12か月	43か月
第4循環	1958年6月 (昭和33年6月)	1961年12月 (昭和36年12月)	1962年10月 (昭和37年10月)	42か月	10か月	52か月
第5循環	1962年10月 (昭和37年10月)	1964年10月 (昭和39年10月)	1965年10月 (昭和40年10月)	24か月	12か月	36か月
第6循環	1965年10月 (昭和40年10月)	1970年7月 (昭和45年7月)	1971年12月 (昭和46年12月)	57か月	17か月	74か月
第7循環	1971年12月 (昭和46年12月)	1973年11月 (昭和48年11月)	1975年3月 (昭和50年3月)	23か月	16か月	39か月
第8循環	1975年3月 (昭和50年3月)	1977年1月 (昭和52年1月)	1977年10月 (昭和52年10月)	22か月	9か月	31か月
第9循環	1977年10月 (昭和52年10月)	1980年2月 (昭和55年2月)	1983年2月 (昭和58年2月)	28か月	36か月	64か月
第10循環	1983年2月 (昭和58年2月)	1985年6月 (昭和60年6月)	1986年11月 (昭和61年11月)	28か月	17か月	45か月
第11循環	1986年11月 (昭和61年11月)	1991年2月 (平成3年2月)	1993年10月 (平成5年10月)	51か月	32か月	83か月
第12循環	1993年10月 (平成5年10月)	1997年5月 (平成9年5月)	1999年1月 (平成11年1月)	43か月	20か月	63か月
第13循環	1999年1月 (平成11年1月)	2000年11月 (平成12年11月)	2002年1月 (平成14年1月)	22か月	14か月	36か月
第14循環	2002年1月 (平成14年1月)	2008年2月 (平成20年2月)	2009年3月 (平成21年3月)	73か月	13か月	86か月
第15循環	2009年3月 (平成21年3月)	2012年3月 (平成24年3月)	2012年11月 (平成24年11月)	36か月	8か月	44か月
第16循環	2012年11月 (平成24年11月)	(暫定)2018年10月 (平成30年10月)		71か月		

※内閣府のデータを基にファイブスター投信投資顧問が作成。

主な投資制限



- 投資信託証券への投資割合には制限を設けません。
- 株式への直接投資は行いません。
- デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
- 原則として為替ヘッジは行いません。

分配方針



- 毎年6月22日に決算を行い、以下の方針に基づいて収益の分配を行います。
- 分配対象額の範囲は、経費控除後の利子・配当等収益と売買益（評価益を含みます）等の全額とします。
- 分配金額は、委託会社が基準価額水準・市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。
- 収益分配に充てず信託財産内に留保した利益について、特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき運用を行います。

※将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

信託金限度額

- ・1兆円を限度として信託金を追加することができます。
- ・委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

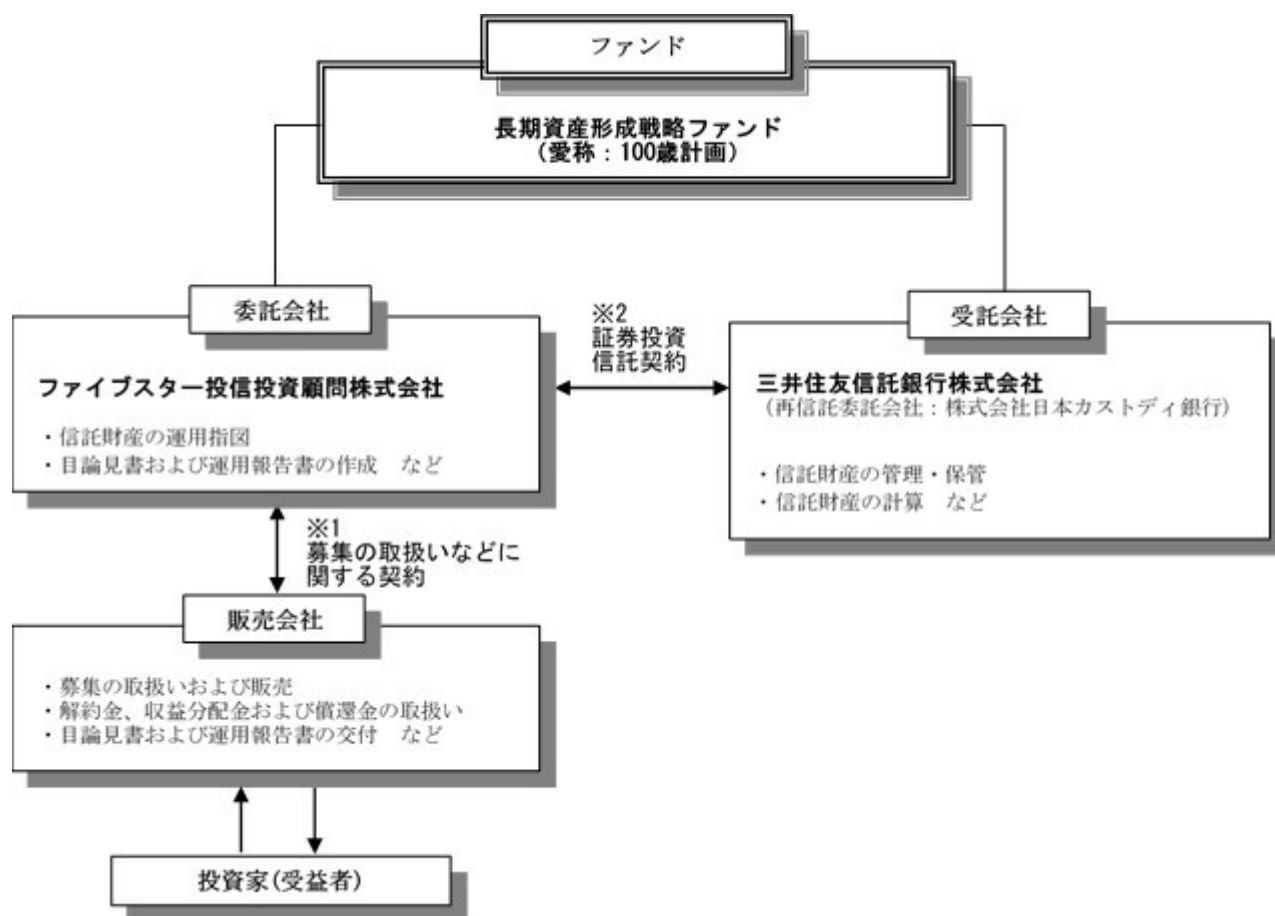
（２）【ファンドの沿革】

2021年9月30日

- ・ファンドの信託契約締結、運用開始(予定)

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み

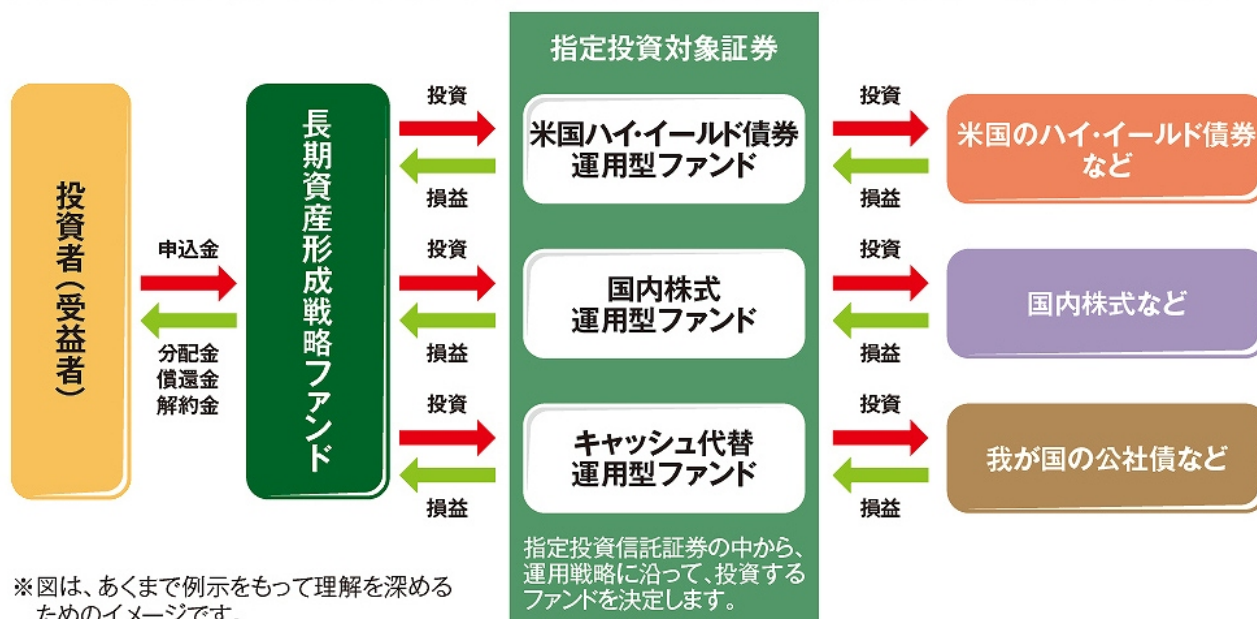


- 1 投資信託を販売するルールを委託会社と販売会社の間で規定したもの。販売会社が行なう募集の取扱い、収益分配金・償還金の支払い、解約請求の受付の業務範囲の取決めの内容などが含まれています。
- 2 投資信託を運営するルールを委託会社と受託会社の間で規定したもの。運用の基本方針、投資対象、投資制限、信託報酬、受益者の権利、募集方法の取決めの内容などが含まれています。

<ファンド・オブ・ファンズの仕組み>

■当ファンドは、ファンド・オブ・ファンズ方式で運用を行います。

■ファンド・オブ・ファンズ方式とは、ファンドの信託財産を主に他のファンドに投資する仕組みで、一般社団法人投資信託協会の定める商品分類において、「主として投資信託証券に投資するもの」をいいます。



委託会社の概況（2021年6月末現在）

1）資本金

2億3,105万円

2）沿革

2009年4月1日：株式会社ファイブスター投資顧問を設立（資本金100万円）

2009年6月24日：増資の実施（新資本金5,000万円）

2009年10月20日：金融商品取引業登録 関東財務局長（金商）第2266号

2013年4月25日：増資の実施（新資本金2億675万円）

2013年8月8日：ファイブスター投信投資顧問株式会社に商号変更

2014年8月29日：増資の実施（新資本金2億1,175万円）

2021年3月31日：増資の実施（新資本金2億3,105万円）

3）大株主の状況

名 称	住 所	所有株数	所有比率
ユニコムホールディングス株式会社	東京都中央区日本橋蛸殻町1-38-11	1,000株	15.26%
藍澤證券株式会社	東京都中央区日本橋一丁目20番3号	550株	8.39%

2【投資方針】

（１）【投資方針】

主として、別に定める投資信託証券（以下、「指定投資信託証券」といいます。）の受益証券を主な投資対象とし、実質的に日本を含む世界各国の債券、株式および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）に投資を行なうことにより、信託財産の長期的な成長を目指します。

世界各国の債券や株式の市況動向を勘案して、適宜、投資信託証券への投資割合を決定します。

投資信託証券への投資にあたっては、市場環境の変化に応じて、指定投資信託証券の中から選択した投資信託証券に投資を行なうことを基本とします。また、組入れ投資信託証券については適宜見直しを行いません。

指定投資信託証券は、定性評価、定量評価等を勘案して適宜見直しを行いません。この際、指定投資信託証券として指定されていた投資信託証券が指定から外れたり、新たに主として有価証券に投資する投資信託証券（新たに設定される投資信託（投資法人を含みます。）も含みます。）が指定投資信託証券として指定される場合もあります。

投資信託証券への投資は、高位を維持することを基本とします。

外貨建て資産については、原則、為替ヘッジは行いません。

市場動向、資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

（２）【投資対象】

この投資信託は、主として有価証券に投資する投資信託証券（投資信託および外国投資信託の受益証券（振替投資信託受益権を含みます。）および投資法人または外国投資法人の投資証券をいいます。以下同じ。）を主要投資対象とします。

投資の対象とする資産の種類

この信託において投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- １．次に掲げる特定資産（「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律第２条第１項で定めるものをいいます。以下同じ。）
 - イ．有価証券
 - ロ．約束手形
 - ハ．金銭債権
- ２．次に掲げる特定資産以外の資産
 - イ．為替手形

有価証券および金融商品の指図範囲等

委託会社は、信託金を、主として別に定める投資信託証券のほか、次の有価証券（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。）に投資することを指図します。

- １．国債証券
- ２．地方債証券
- ３．特別の法律により法人の発行する債券
- ４．社債券（新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券および短期社債券を除きます。）
- ５．コマーシャル・ペーパーおよび短期社債券
- ６．外国または外国の者の発行する証券または証書で、前号の証券の性質を有するもの
- ７．指定金銭信託の受益証券（金融商品取引法第２条第１項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。）

なお、第１号から第４号の証券を以下「公社債」といい、公社債にかかる運用の指図は買い現先取引（売戻し条件付の買入れ）および債券貸借取引（現金担保付き債券借入れ）に限り行なうことができるものとします。委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品（金融商品取引法第２条第２項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。）により運用することを指図することができます。

- １．預金
- ２．指定金銭信託（金融商品取引法第２条第１項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。）
- ３．コール・ローン

4. 手形割引市場において売買される手形

前期の規定にかかわらず、この信託の設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときは、委託会社は、信託金を前項に掲げる金融商品により運用することの指図ができます。

投資対象とする投資信託証券の概要

米国ハイ・イールド債券運用型ファンド

ファンド名	iシェアーズiBoxxハイールド社債ETF(英文名:iShares iBoxx High Yield Corporate Bond ETF F)
投資方針・特色	米ドル建てハイールド債で構成される指数 [*] に連動する投資成果を目指します。 ※米ドル建ての非投資適格社債市場全体のパフォーマンスを測るiBoxx USD Liquid High Yield Indexを指します。
管理会社	ブラックロック・ファンド・アドバイザーズ
主たる上場取引所	NYSE アーカ取引所(米国)
信託報酬等	年率0.49%
当初設定日	2007年4月11日

国内株式運用型ファンド

ファンド名	MASAMITSU 日本株戦略ファンド(適格機関投資家私募)
投資対象	MASAMITSU 日本株戦略マザーファンド
投資方針・特色	① MASAMITSU 日本株戦略マザーファンド(以下、マザーファンドといいます。)の受益証券を通じて、わが国の金融商品取引所上場株式(上場予定を含みます。)に投資します。 ② マザーファンドは、主として、わが国の金融商品取引所上場株式を投資対象とし、国内外のマクロ分析及び重要イベントの予測を通じて投資テーマを設定し、そのテーマに合致する企業への投資を重視します。 ③ マザーファンドの銘柄選定においては、成長性、収益性、安定性を網羅したボトムアップリサーチに基づき、個々の企業の信用力、経営力、成長力を重視し選定します。 ④ マザーファンドの受益証券の組入比率は、通常の状態でも高位に維持することを基本とします。 ⑤ 資金動向、信託財産の規模、市況動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬等	年率0.935%(税抜年率0.85%)
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

ファンド名	TOPIX 連動型上場投資信託
投資方針・特色	TOPIX(東証株価指数) [*] との連動を目指すETF(上場投資信託)です。 ※東京証券取引所第一部に上場する内国株全銘柄を対象として算出した指数で、わが国の株式市場全体の値動きを表す代表的な株価指数です。東京証券取引所が算出・公表しています。
管理会社	野村アセットマネジメント株式会社
主たる上場取引所	東京証券取引所
信託報酬等	年率0.121%(税抜年率0.11%)
当初設定日	2001年7月11日

キャッシュ代替運用型ファンド

ファンド名	ファイブスター・マネープール・マザーファンド2
運用の基本方針	主として国内通貨建ての短期公社債に投資し、安定した収益の確保をめざして運用を行います。
投資対象	国内発行体の公社債、転換社債、ユーロ円債、資産担保証券ならびにCD、CP、コールローン等の国内短期金融資産を主要投資対象とします。
投資態度	① 国内の国債、政府保証債、政府機関債、地方債等のほか、取得時において主要格付機関（主要格付機関とは、R&I、JCR、Moody's、S&Pとします）の長期発行体格付（複数の格付機関が付与している場合は高い方の格付）がAA一格相当以上の社債、転換社債、ならびに新株予約権付社債のうち会社法第236条第1項第3号の財産が当該新株予約権付社債についての社債であって当該社債と当該新株予約権がそれぞれ単独で存在し得ないことをあらかじめ明確にしているもの（会社法施行前の旧商法第341条ノ3第1項第7号および第8号の定めがある新株予約権付社債を含め「転換社債型新株予約権付社債」といいます。）、ユーロ円債、資産担保証券、さらに、国内格付機関の短期格付がa-1格相当以上のCD、CPを主要投資対象とします。 ② 国債および政府保証債を除き、原則として、ファンドの元本総額に対する1発行体当たりの有価証券の額面総額の割合は5%以内とします。 ③ ポートフォリオ全体の修正デュレーションは1年未満を基本として運用します。 ④ 資金動向、市況動向に急激な変化が生じた場合、残存信託期間、残存元本が運用に支障をきたす水準となった場合等やむを得ない事情が発生した場合には上記のような運用ができない場合があります。
信託報酬	かかりません。
委託会社	ファイブスター投信投資顧問株式会社

（３）【運用体制】

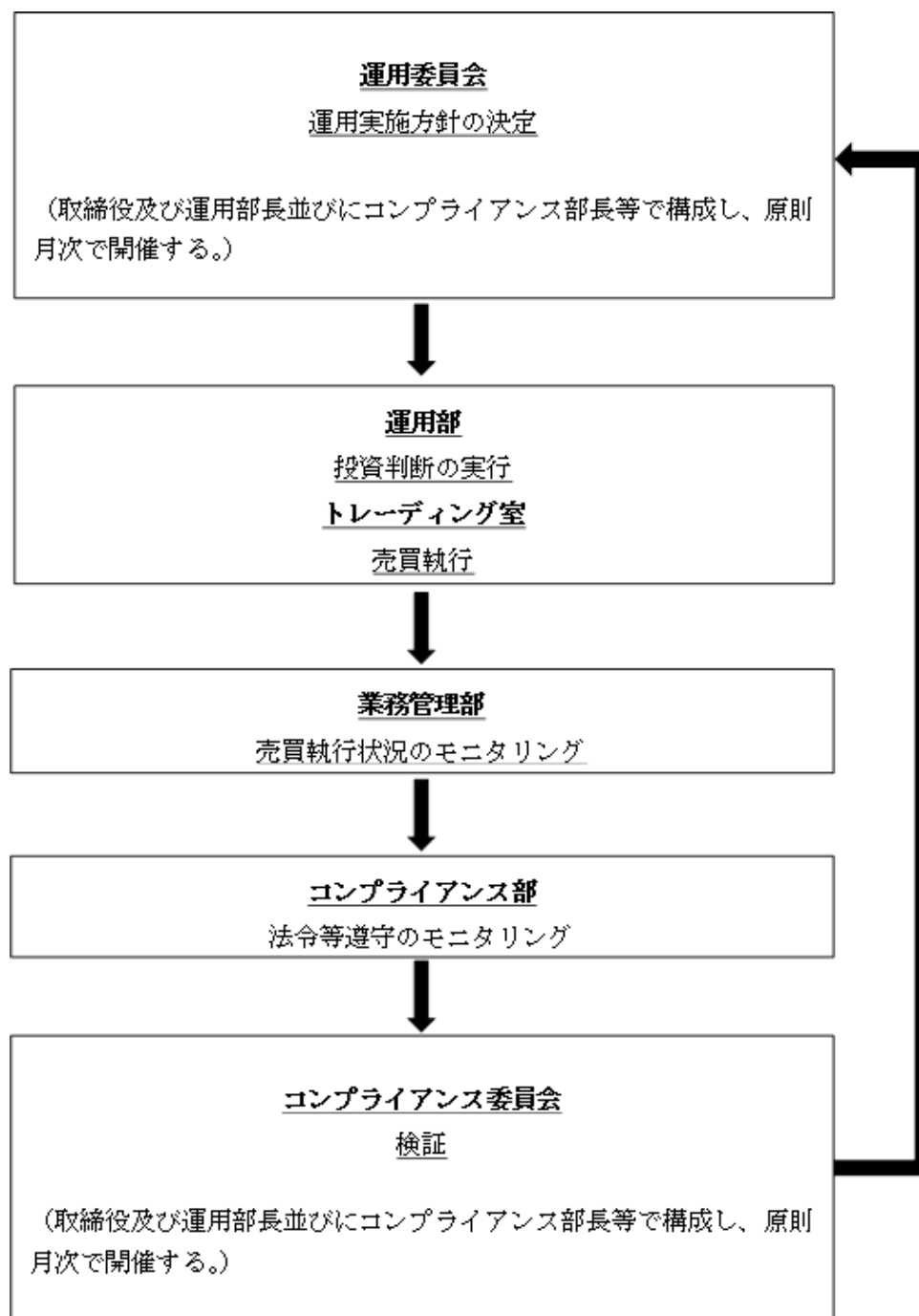
当ファンドの運用体制は以下のとおりです。

運用委員会は、経済環境や市場動向等の調査、分析に基づいて、投資判断、運用方針、運用計画等の運用に関する事項を協議、検討し、決定します。

運用部は、運用委員会で決定された運用計画等に従って、運用を実施します。

コンプライアンス部は、法令等、投資信託約款及び社内規程等の遵守状況の確認を行います。

コンプライアンス委員会では、ファンドの運用成果の評価、運用にかかるリスクの分析・管理等が報告され審議を行います。



運用に関する社内規則

運用にあたっては、関係諸法令および一般社団法人投資信託協会が定める諸規則等のほか、以下の運用関連の社内規程を遵守しています。

- ・投資運用業に係る業務方法書
- ・運用基本指針
- ・運用規程
- ・運用実施細則
- ・議決権等行使指図規程
- ・内部者取引規程
- ・役職員の自己売買に関する規程
- ・運用再委任に関する規程
- ・発注先の評価・選定に係る基準

上記の運用体制は、2021年6月末現在のものであり、今後変更となる可能性があります。

（４）【分配方針】

収益分配方針

毎決算時に、原則として次の通り収益分配を行なう方針です。

１）分配対象額の範囲

経費控除後の利子・配当等収益および売買益（評価益を含みます。）などの全額とします。

２）分配対象額についての分配方針

分配金額は、委託会社が基準価額水準、市場動向などを勘案して決定します。ただし、分配を行わないこともあります。

３）留保益の運用方針

収益分配に充てず信託財産内に留保した利益については、特に制限を設けず、運用の基本方針に基づき運用を行ないます。

収益分配金の支払い

<分配金再投資コース>

原則として、収益分配金は税金を差し引いた後、無手数料で自動的に再投資されます。

<分配金受取りコース>

毎計算期間終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として決算日から起算して５営業日まで）から収益分配金を支払います。支払いは販売会社において行なわれます。

（５）【投資制限】

約款に定める投資制限

- １）投資信託証券（外貨建の投資信託証券も含みます。）への投資割合には制限を設けません。
- ２）株式への直接投資は行いません。
- ３）デリバティブ取引の直接利用は行いません。
- ４）外貨建資産への投資割合には、制限を設けません。
- ５）一般社団法人投資信託協会の規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会の規則に従い当該比率以内となるよう調整を行うこととします。
- ６）同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会の規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、当該投資信託証券への投資は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- ７）資金の借入れ
 - １．委託会社は、信託財産に属する資産の効率的な運用ならびに運用の安定に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て（一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。）を目的として、および再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ（コール市場を通じる場合を含み

ます。）の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

2. 一部解約に伴う支払資金の手当に係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間又は受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、資金の借入額は、借入指図を行う日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないこととします。
3. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
4. 借入金の利息は投資信託財産中から支弁します。

3【投資リスク】

（1）ファンドのリスク

委託会社の指図に基づく行為により信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。また、投資信託は預金商品や保険商品ではなく、預金保険機構、保険契約者保護機構の保護の対象ではありません。また、銀行などの登録金融機関は、投資者保護基金には加入しておりません。

< 基準価額の主な変動要因 >

当ファンドは指定投資信託証券への投資を通じて、実質的に日本を含む世界各国の株式、債券および為替取引等ならびにこれらに関連する派生商品（先物取引およびオプション取引等）などの値動きのある金融商品に投資しておりますので、当ファンドの基準価額は変動します。受益者の皆様の投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。また、投資信託は預貯金と異なります。

当ファンドおよび当ファンドが投資する指定投資信託証券の基準価額を変動させる要因の主なものは、以下の通りです。

有価証券の価格変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて株式や債券など値動きのある有価証券を組入れており、指定投資信託証券は、組入れた株式や債券の価格変動の影響を受けます。株式や債券等の価格は、国内外の政治、経済、社会情勢、株式や債券等の発行企業の経営状況等により変化します。その結果、ファンドの基準価額が値下がりすることがあります。

金利変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて債券を組入れておりますので、金利変動の影響を受けます。一般に金利が上昇した場合には、既に発行されて流通している債券の価格は下落します。金利上昇は、指定投資信託証券が投資する債券の価格に影響を及ぼし、当ファンドの基準価額が値下がりする要因となります。また、残存期間の長い債券の方が短い債券より金利変動が債券価格に与える影響が大きい傾向にあります。なお、指定投資信託証券が投資対象とする債券のうち、信用度の低い低格付けの債券の価格は、一般的に金利変動より発行体の財務内容や信用状況の影響をより大きく受ける傾向があります。

為替変動リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて外貨建資産に投資しておりますので、為替相場の変動の影響を受けます。為替相場が当該資産の通貨に対して円高になった場合には基準価額が値下がりする要因となります。

信用リスク

当ファンドは、指定投資信託証券を通じて投資している有価証券や金融商品に債務不履行が発生あるいは懸念される場合に、当該有価証券や金融商品の価格が下がったり、投資資金を回収できなくなったりすることがあり、これらはファンドの基準価額が下落する要因となります。

カントリーリスク

当ファンドは、投資先の国の政治、経済および社会情勢等の変化ならびに法制度および税制度等の変更により、市場が混乱した場合、または取引に対して新たな規制もしくは税金が課されるような場合には、基準価額が値下がりする要因になります。

（ご注意）以上は、基準価額の主な変動要因であり、変動要因はこれに限られるものではありません。

<その他の留意点>

ファンド運営上のリスク

（Ａ）取得申込みの受付の中止・取消、解約の受付の中止

委託会社は、金融商品取引所等における取引の停止、決済機能の停止、外国為替取引の停止、投資している投資信託証券の解約または換金の上止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、受益権の取得のお申込みの受け付けを中止することがあり、また、既に受け付けた取得のお申込みの受け付けを取消す場合があります。また、同様の理由により、ご解約のお申込みの受け付けを中止する場合があります。

（Ｂ）信託の途中終了

委託会社は、信託契約の一部を解約することにより受益権の口数が10億口を下回った場合、この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のために有利と認める場合、もしくはその他やむを得ない事情等が発生したときは、信託期間の途中でも信託を終了し繰上償還させる場合があります。

（Ｃ）指定投資信託証券の運用および変更に伴うリスク

当ファンドが主要投資対象とする指定投資信託証券の一部は、外部の運用会社が運用しており、当該運用会社の業務または財産の状況の変化、運用担当者の交代、その他の理由により、運用に支障が出る場合があります。

また、指定投資信託証券の見直しは、パフォーマンスの一層の向上を目指すものではありませんが、指定投資信託証券の入替えや組入れ比率の変更が、結果としてファンドの基準価額下落の原因となる場合があります。

販売会社、受託会社等関係法人に関する留意点

（Ａ）販売会社

委託会社と販売会社は、ファンドの受益権の募集等について、契約を締結しており、受益者の購入資金は、販売会社を通じて、ファンドに振り込まれますので、当該ファンドに着金するまでは、委託会社および受託会社において責任を負いません。また、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いについても、販売会社へ支払った後の受益者への支払いについては、委託会社および受託会社は責任を負いません。

委託会社は、販売会社とは別法人であり、委託会社は設定・運用について、販売会社は販売（お申込代金の預かり等を含みます。）について、それぞれの責任を負い、互いに他についての責任を負いません。

（Ｂ）受託会社

委託会社と受託会社は、ファンドの信託契約を締結しており、収益分配金、一部解約金、償還金の支払いは、委託会社の指示により、ファンドから販売会社の指定口座に支払われます。ファンドから、販売会社の指定口座への支払いをした後は、受託会社は、当該収益分配金、一部解約金、償還金についての責任を負いません。

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社が辞任した後、またはその任務に違反して信託財産に著しい損害を与えたことその他重要な事由があり裁判所が受託会社を解任した後、委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は当ファンドの信託を終了させます。

収益分配に係る留意点

分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があるため、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者の購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2) リスク管理体制

投資信託財産に係る運用のリスク管理は、業務管理部とコンプライアンス部が関係諸法令及び一般社団法人投資信託協会の定める諸規則等、並びに社内規程違反等がないか監視する他、売買執行の状況や運用リスク等についてモニタリングします。

尚、この内容については原則月次で開催されるコンプライアンス委員会に報告されます。

コンプライアンス部

コンプライアンス部は、法令・諸規則の遵守態勢の整備に関する事項および運用のリスク管理に関する事項、ならびに顧客属性調査等及び対外契約審査全般に関する事項、その他コンプライアンスに関する事項全般を統括する。

業務管理部

業務管理部は、法定帳簿作成・管理に係る事項、顧客管理に関する事項、その他運用事務・管理全般に関する事項を分掌する。

コンプライアンス委員会

コンプライアンス委員会は、コンプライアンス部が策定したコンプライアンスプログラム案の審議・承認する他、承認済みのコンプライアンスプログラムの進捗状況及び月次社内コンプライアンスチェックリストの集計報告や運用リスクモニタリング結果及び運用事故等の報告並びにリスク管理事項の見直し及び運用委員会への上程について審議・決定する。

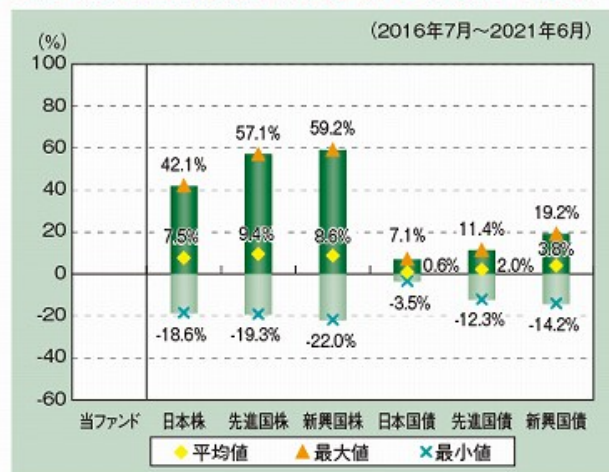
上記体制は2021年6月末現在のものであり、今後変更となる場合があります。

(参考情報)

ファンドの年間騰落率および分配金再投資基準価額の推移

当ファンドは設定前のため該当事項はありません。

当ファンドと他の代表的な資産クラスとの騰落率の比較



※上記グラフは、上記期間の各月末における直近1年間の騰落率の平均値、最大値、最小値を表示したものであり、当ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成しました。ただし、当ファンドは設定から1年が経過していないため、年間騰落率を表示できません。

※全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

※先進国株ならびに新興国株については米ドルベースのため、Bloomberg L.P. (ブルームバーグ・エル・ピー) が提供する円換算の指数を表示しております。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名	注記等
日本株	TOPIX(配当込み)	TOPIXとは、東京証券取引所第一部に上場する内国普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、TOPIXに関する知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。東京証券取引所は、TOPIXの指数値及びそこに含まれるデータの正確性、完全性を保証するものではありません。東京証券取引所はTOPIXの算出もしくは公表方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
先進国株	MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIコクサイ・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、日本を除く世界の先進国で構成されています。また、MSCIコクサイ・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
新興国株	MSCIエマージング・マーケット・インデックス(配当込み、円ベース)	MSCIエマージング・マーケット・インデックスは、MSCI Inc.が開発した株価指数で、世界の新興国で構成されています。また、MSCIエマージング・マーケット・インデックスに対する著作権及びその他知的財産権はすべてMSCI Inc.に帰属します。
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	NOMURA-BPI国債とは、野村證券株式会社が発表している我が国の代表的な債券パフォーマンスインデックスで、国債のほか、地方債、政府保証債、金融債、事業債および円建外債等で構成されており、ポートフォリオの投資収益率・利回り・クーポン・デュレーション等の各指標が日々公表されます。NOMURA-BPI国債は野村證券株式会社の知的財産であり、当ファンドの運用成果等に関し、一切責任ありません。
先進国債	FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)	FTSE世界国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合投資収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLC に帰属します。
新興国債	FTSE新興国市場国債インデックス(円ベース)	FTSE新興国市場国債インデックスは、FTSE Fixed Income LLC により運営され、主要新興国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した債券インデックスです。同指数に関する著作権、商標権、その他知的財産権はすべてFTSE Fixed Income LLC に帰属します。

4【手数料等及び税金】

（１）【申込手数料】

販売会社が定めるものとします。申込手数料率につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

- ・販売会社における申込手数料率は3.3%（税抜3.0%）が上限となっております。
- ・申込手数料の額（１口当たり）は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に申込手数料率を乗じて得た額とします。
- ・＜分配金再投資コース＞の場合、収益分配金の再投資により取得する口数については、申込手数料はかかりません。

申込手数料は、商品および関連する投資環境の説明や情報提供など、ならびに購入に関する事務コストの対価です。

（２）【換金（解約）手数料】

換金手数料

ありません。

信託財産留保額

ありません。

（３）【信託報酬等】

信託報酬

信託報酬率（年率）＜純資産総額に対し＞	
当ファンド	1.485%（税抜1.350%）
投資対象とする投資信託証券	年0.1948%～0.846%（税抜年0.186%～0.778%）程度
実質的負担	年1.6798%～2.331%（税抜年1.536%～2.128%）程度

- ・当ファンドの信託報酬は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に対し年1.485%（税抜1.350%）の率を乗じて得た額とします。

投資対象とする投資信託証券の組入比率などにより変動します。

信託報酬の配分

当ファンドの信託報酬の配分は、以下の通りとします。

信託報酬率（年率）			
各販売会社における取扱純資産総額に応じて	委託会社	販売会社	受託会社
100億円以下の部分	0.65%	0.65%	0.05%
100億円超200億円以下の部分	0.60%	0.70%	0.05%
200億円超300億円以下の部分	0.55%	0.75%	0.05%
300億円超500億円以下の部分	0.50%	0.80%	0.05%
500億円超の部分	0.45%	0.85%	0.05%

表中の率は税抜です。別途消費税がかかります。

役務の内容	
委託会社	委託した資金の運用の対価
販売会社	運用報告書など各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、購入後の情報提供などの対価
受託会社	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行の対価

支払時期

信託報酬（信託報酬に係る消費税等相当額を含みます。）は、毎計算期末または信託終了のときに、信託財産から支払います。

（４）【その他の手数料等】

当ファンドの組入有価証券の売買に係る売買委託手数料等、デリバティブ取引等に要する費用は、受益者の負担とし、信託財産中から支払われます。

信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、受益者の立替えた立替金の利息は、受益者の負担とし、信託財産から支払います。

信託財産に係る監査費用および当該監査費用に係る消費税等相当額は、毎計算期間の最初の６ヶ月終了日（ただし、当該終了日が休業日のときは、その翌営業日とします。）および毎計算期末または信託終了のときに、信託財産中から支弁します。ただし、第1計算期間については信託約款締結日から2022年6月22日までとします。

以下の諸費用（消費税等相当額を含みます。）は受益者の負担とし、信託財産から支払います。なお、委託会社は、以下の諸費用の支払いを信託財産のために行い、支払金額の支払いを信託財産から受けることができ、また、現に信託財産のために支払った金額の支払いを受けることについて、あらかじめ受領する金額に上限を付すことができます。この場合、委託者は、信託財産の規模等を考慮して、かかる上限額を定期的に見直すことができます。

- １）この信託の計理業務（設定解約処理、約定処理、基準価額算出、決算処理等）およびこれに付随する業務（法定帳票管理、法定報告等）に係る費用
- ２）振替受益権に係る費用ならびにやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合における発行および管理事務に係る費用
- ３）有価証券届出書、有価証券報告書および臨時報告書（これらの訂正に係る書類を含みます。）の作成、印刷および提出に係る費用
- ４）目論見書等（訂正事項分を含みます。）の作成、印刷および交付に係る費用（これらを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ５）信託約款の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ６）運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用（これを監督官庁に提出する場合の提出費用も含みます。）
- ７）この信託の受益者に対してする公告に係る費用ならびに信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- ８）格付の取得に要する費用
- ９）この信託の法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用
- 10）組入外国投資信託証券ならびに当該投資信託の運用会社に対して、リスクや実体を適正に把握するために行う調査費用や人員派遣費用

なお、投資対象の投資信託証券においても同様の費用がかかり、当該投資信託証券の信託財産から支払われます。

監査費用は、監査法人などに支払うファンドの監査に係る費用です。

上記その他の手数料等は、運用の状況等により異なるため、料率、上限率等をあらかじめ表示することができません。

受益者が負担する手数料などの合計額については、保有期間や運用の状況などに応じて異なるため、あらかじめ表示することができません。

上記手数料等については、販売会社または委託会社までお問い合わせください。

（５）【課税上の取扱い】

課税上は、株式投資信託として取り扱われます。公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

個人受益者の場合

１）収益分配金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については配当所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。なお、確定申告を行ない、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）のいずれかを選択することもできます。

２）解約金および償還金に対する課税

解約時および償還時の差益（譲渡益）^{*}については譲渡所得として、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による申告分離課税の対象となり、確定申告が必要となります。なお、源泉徴収ありの特定口座（源泉徴収選択口座）を選択している場合は、20.315%（所得税15.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収（原則として、確定申告は不要です。）が行なわれます。

^{*} 解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額を含みます。）を控除した利益

確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等^{*}1の譲渡益および上場株式等の配当等（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）および普通分配金（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

2016年1月1日以降、確定申告等により、解約時および償還時の差損（譲渡損失）については、上場株式等の譲渡益、上場株式等の配当等および特定公社債等^{*}2の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）と損益通算が可能です。また、解約時および償還時の差益（譲渡益）、普通分配金および特定公社債等の利子所得（申告分離課税を選択したものに限りまゝ。）については、上場株式等の譲渡損失と損益通算が可能です。

^{*}1 上場株式等とは、上場株式、上場特定株式投資信託（ETF）、上場特定不動産投資信託（REIT）および公募株式投資信託等をいいます。

^{*}2 特定公社債等とは、特定公社債および公募公社債投資信託等をいいます。

少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」をご利用の場合、毎年、年間120万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。また、未成年者少額投資非課税制度（ジュニアNISA）をご利用の場合、20歳未満の居住者などを対象に、年間80万円の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が5年間非課税となります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

法人受益者の場合

１）収益分配金、解約金、償還金に対する課税

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに解約時および償還時の個別元本超過額については配当所得として、15.315%（所得税のみ）の税率による源泉徴収が行なわれます。源泉徴収された税金は、所有期間に応じて法人税から控除される場合があります。

２）益金不納入制度の適用

益金不納入制度は適用されません。

買取請求による換金の際の課税については、販売会社にお問い合わせください。

^{*} 上記は2021年6月現在のものですので、税法が改正された場合には、税率等が変更される場合があります。

個別元本

１）各受益者の買付時の基準価額（申込手数料および当該手数料に係る消費税等相当額は含まれません。）が個別元本になります。

２）受益者が同一ファンドを複数回お申込みの場合、1口当たりの個別元本は、申込口数で加重平均した値となります。ただし、個別元本は、複数支店で同一ファンドをお申込みの場合などにより把握方法が異なる場合がありますので、販売会社にお問い合わせください。

普通分配金と元本払戻金(特別分配金)

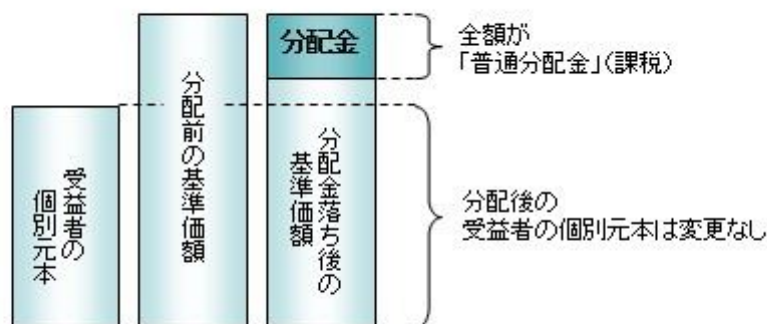
１）収益分配金には課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

2) 受益者が収益分配金を受け取る際

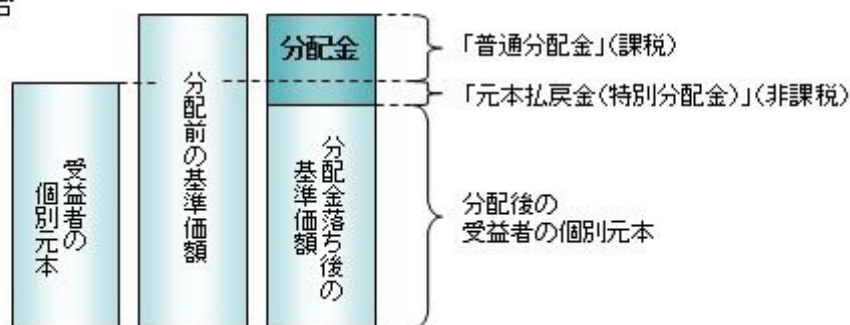
- イ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本と同額かまたは上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となります。
- ロ) 収益分配金落ち後の基準価額が、受益者の1口当たりの個別元本を下回っている場合には、収益分配金の範囲内でその下回っている部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、収益分配金から元本払戻金(特別分配金)を控除した金額が普通分配金となります。
- ハ) 収益分配金発生時に、その個別元本から元本払戻金(特別分配金)を控除した額が、その後の受益者の個別元本となります。

<分配金に関するイメージ図>

イ) の場合



ロ)、ハ) の場合



外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
 税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。
 税金の取扱いの詳細については、税務専門家などにご確認されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

該当事項はありません。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

該当事項はありません。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項はありません。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

該当事項はありません。

【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

該当事項はありません。

(4)【設定及び解約の実績】

該当事項はありません。

（参考情報）

運用実績（2021年8月13日現在）

有価証券届出書提出日現在、ファンドの運用実績はありません。

基準価額・純資産の推移

該当事項はありません。

分配の推移

該当事項はありません。

主要な資産の状況

該当事項はありません。

年間収益率の推移

該当事項はありません。

当ファンドには、ベンチマークがありません。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（1）申込方法

販売会社所定の方法でお申し込みください。

（2）コースの選択

収益分配金の受取方法によって、＜分配金再投資コース＞と＜分配金受取りコース＞の2通りがあります。ただし、販売会社によって取扱コースは異なります。

＜分配金再投資コース＞

収益分配金を自動的に再投資するコースです。

＜分配金受取りコース＞

収益分配金を再投資せず、その都度受け取るコースです。

（3）申込みの受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（4）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（5）取得申込不可日

取得申込日が米国の証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受付けません。

（6）申込金額

取得申込受付日の翌営業日の基準価額に取得申込口数を乗じて得た額に、申込手数料と当該手数料に係る消費税等相当額を加算した額です。

（7）申込単位

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

＜ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク＞

電話番号：03-3553-8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（8）申込代金の支払い

取得申込者は、申込金額を販売会社が指定する日までに販売会社へお支払いください。

（9）受付の中止および取消

委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資している投資信託証券の解約または換金の中止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、取得の申込みの受付を中止すること、および既に受け付けた取得の申込みの受付を取り消すことができます。

金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場をいいます。

2【換金（解約）手続等】

＜解約請求による換金＞

（1）解約の受付

販売会社の営業日に受け付けます。

（2）取扱時間

原則として、午後3時までに、販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分とします。なお、上記時刻を過ぎた場合は、翌営業日の取扱いとなります。

（3）解約請求不可日

解約請求申込日が米国の証券取引所または銀行のいずれかの休業日に当たる場合には、当該取得申込みを受付けません。

（４）解約制限

ファンドの規模および商品性格などに基づき、運用上の支障をきたさないようにするため、大口の解約には受付時間制限および金額制限（１億口または１億円以上の解約は、正午まで）を行なう場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（５）解約価額

解約請求受付日の翌営業日の価額とします。

・基準価額につきましては、販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：０３－３５５３－８７１１

受付時間：委託会社の営業日の午前９時～午後５時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（６）手取額

１口当たりの手取額は、解約価額から所得税および地方税を差し引いた金額となります。

税法が改正された場合などには、税率などの課税上の取扱いが変更になる場合があります。

詳しくは、「課税上の取扱い」をご覧ください。

（７）解約単位

１口単位

販売会社によっては、解約単位が異なる場合があります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

（８）解約代金の支払い

原則として、解約請求受付日から起算して８営業日目からお支払いします。

（９）受付の中止および取消

- ・委託会社は、金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止、投資している投資信託証券の解約または換金の中止ならびに当該投資信託証券の評価価額の算出・発表が予定された時間にできない場合、投資対象国における非常事態による市場閉鎖、その他やむを得ない事情があるときは、解約請求の受付を中止すること、および既に受け付けた解約請求の受付を取り消すことができます。
- ・解約請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の解約請求を撤回できます。ただし、受益者がその解約請求を撤回しない場合には、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日（この計算日が解約請求を受け付けない日であるときは、この計算日以降の最初の解約請求を受け付けることができる日とします。）に解約請求を受け付けたものとして取り扱います。

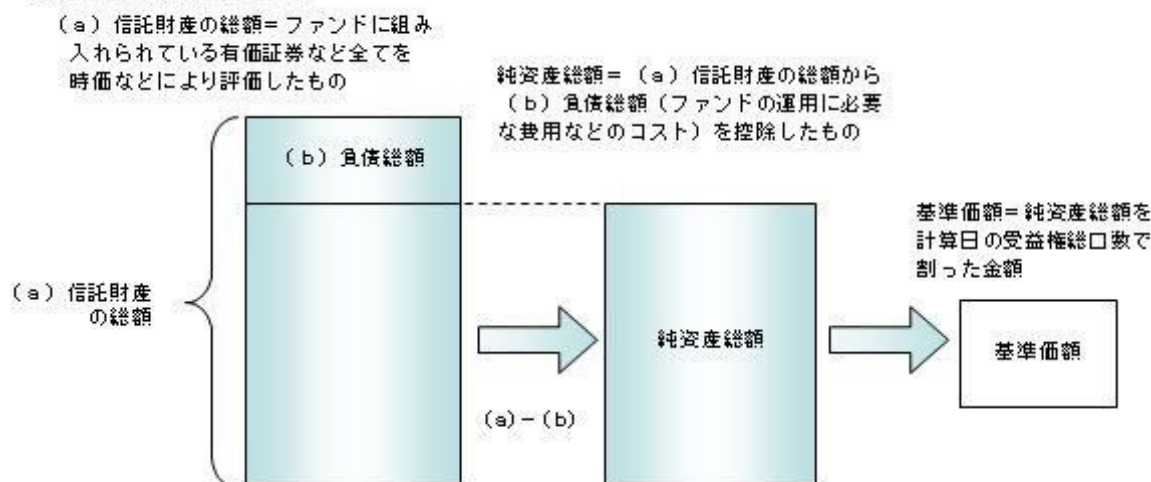
3【資産管理等の概要】

（１）【資産の評価】

基準価額の算出

- ・基準価額は委託会社の営業日において日々算出されます。
- ・基準価額とは、信託財産に属する資産を評価して得た信託財産の総額から負債総額を控除した金額（純資産総額）を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、ファンドは1万口あたりに換算した価額で表示することがあります。

<基準価額算出の流れ>



有価証券などの評価基準

- ・信託財産に属する資産については、法令および一般社団法人投資信託協会規則に従って時価評価します。

<主な資産の評価方法>

投資信託証券

原則として、基準価額計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。

外貨建資産

原則として、基準価額計算日の対顧客相場の仲値で円換算を行います。

基準価額の照会方法

販売会社または委託会社の照会先にお問い合わせください。

委託会社の照会先

<ファイブスター投信投資顧問株式会社 お客様デスク>

電話番号：03 - 3553 - 8711

受付時間：委託会社の営業日の午前9時～午後5時まで

ホームページアドレス：<https://www.fivestar-am.co.jp/>

（２）【保管】

該当事項はありません。

（３）【信託期間】

原則として、無期限とします（2021年9月30日設定）。ただし、約款の規定に基づき、信託契約を解約し、信託を終了させることがあります。

（４）【計算期間】

毎年6月23日から翌年6月22日までとします。ただし、第1計算期間は信託契約締結日から2022年6月22日までとします。なお、各計算期間の末日が休業日のときはその翌営業日を計算期間の末日とし、その翌日より次の計算期間が開始されます。

（５）【その他】

信託の終了（繰上償還）

- １）委託会社は、次のいずれかの場合には、受託会社と合意の上、信託契約を解約し繰上償還させることができます。
 - イ）受益者の解約により受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合
 - ロ）繰上償還することが受益者のために有利であると認めるとき
 - ハ）やむを得ない事情が発生したとき
- ２）この場合、委託会社は書面による決議（以下「書面決議」といいます。）を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、次のいずれかの場合には、後述の「書面決議」の規定は適用せず、信託契約を解約し繰上償還させます。
 - イ）この信託が主要投資対象とする投資信託証券が存続しないこととなる場合
 - ロ）信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合で、書面決議が困難な場合
 - ハ）監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたとき
 - ニ）委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したとき（監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の委託会社に引き継ぐことを命じたときは、書面決議で可決された場合、存続します。）
 - ホ）受託会社が委託会社の承諾を受けてその任務を辞任した場合またはその任務に違反するなどして解任された場合に、委託会社が新受託会社を選任できないとき
- ４）繰上償還を行なう際には、委託会社は、その旨をあらかじめ監督官庁に届け出ます。

償還金について

- ・償還金は、信託終了日後１ヵ月以内の委託会社の指定する日（原則として償還日（償還日が休業日の場合は翌営業日）から起算して５営業日まで）から受益者に支払います。
- ・償還金の支払いは、販売会社において行なわれます。

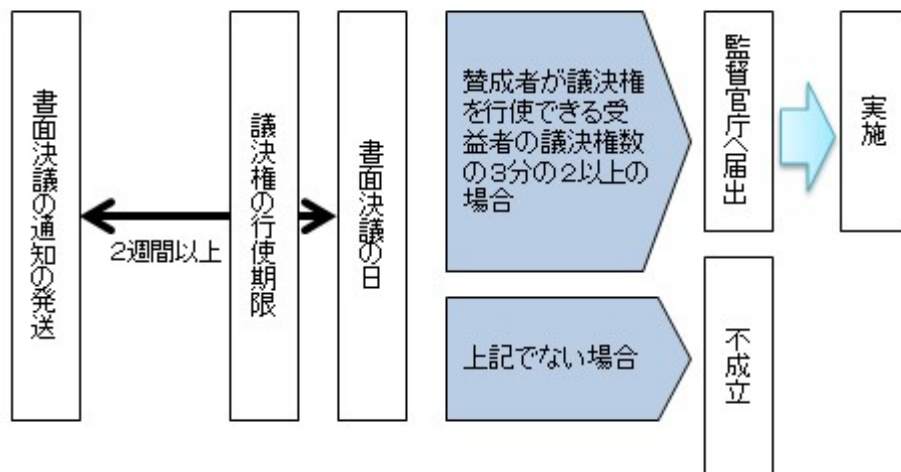
信託約款の変更など

- １）委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意の上、この信託約款を変更すること、または当ファンドと他のファンドとの併合（以下「併合」といいます。）を行なうことができます。信託約款の変更または併合を行なう際には、委託会社は、その旨および内容をあらかじめ監督官庁に届け出ます。
- ２）この変更事項のうち、その内容が重大なものまたは併合（受益者の利益に及ぼす影響が軽微なものを除きます。）については、書面決議を行ないます。（後述の「書面決議」をご覧ください。）
- ３）委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、後述の「書面決議」の規定を適用します。

書面決議

- １）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に対して、委託会社は書面決議を行ないます。この場合において、あらかじめ、書面決議の日ならびにその内容および理由などの事項を定め、決議の日の２週間前までに知れている受益者に対し書面をもってこれらの事項を記載した書面決議の通知を発送します。
- ２）受益者は受益権の口数に応じて、議決権を有し、これを行使することができます。なお、知っている受益者が議決権を行使しないときは、書面決議について賛成するものとみなします。
- ３）書面決議は、議決権を行使することができる受益者の議決権の３分の２以上にあたる多数をもって行ないます。
- ４）繰上償還、信託約款の重大な変更または併合に関する委託会社の提案に対して、すべての受益者が書面または電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、書面決議を行ないません。
- ５）当ファンドにおいて併合の書面決議が可決された場合であっても、併合にかかる他のファンドにおいて併合の書面決議が否決された場合は、当該他のファンドとの併合を行なうことはできません。
- ６）当ファンドは、受益者からの換金請求に対して、投資信託契約の一部を解約することにより応じることができるため、受益者の保護に欠けるおそれがないものとして、書面決議において反対した受益者からの買取請求は受け付けません。

<書面決議の主な流れ>



公告

公告は電子公告により行ない、委託会社のホームページに掲載します。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

なお、やむを得ない事由によって公告を電子公告によって行なうことができない場合には、公告は日本経済新聞に掲載します。

運用報告書の作成

- ・委託会社は、年1回（6月）および償還後に期中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成します。
- ・交付運用報告書は、原則として知れている受益者に対して交付されます。
- ・運用報告書（全体版）は、委託会社のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書（全体版）の交付請求があった場合には、交付します。

ホームページ アドレス <https://www.fivestar-am.co.jp/>

関係法人との契約について

販売会社との募集の取扱いなどに関する契約の有効期間は契約日より1年間とします。ただし、期間満了の3ヵ月前（または60日前）までに、販売会社、委託会社いずれからも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されるものとし、以後も同様とします。

他の受益者の氏名などの開示の請求の制限

受益者は、委託会社または受託会社に対し、次に掲げる事項の開示の請求を行なうことはできません。

- 1．他の受益者の氏名または名称および住所
- 2．他の受益者が有する受益権の内容

4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金・償還金受領権

- ・受益者は、ファンドの収益分配金・償還金を、自己に帰属する受益権の口数に応じて受領する権利を有します。
- ・ただし、受益者が収益分配金については支払開始日から5年間、償還金については支払開始日から10年間請求を行わない場合はその権利を失い、その金銭は委託会社に帰属します。

(2) 解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき販売会社を通じて、委託会社に解約の請求をすることができます。

（３）帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

第3【ファンドの経理状況】

(1) ファンドの運用は、2021年9月30日から開始する予定であり、ファンドは有価証券届出書提出日(2021年8月13日)現在、資産を保有しておりません。

(2) ファンドの会計監査は、委託会社が指定する監査法人により行われ、監査証明を受けたファンドの財務諸表は、特定計算期間毎に作成する有価証券報告書に記載されます。

(3) 委託会社は、ファンドの信託財産に係る財務諸表の作成にあたっては、「投資信託財産の計算に関する規則」の定めるところによります。

1【財務諸表】

該当事項はありません

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

該当事項はありません。

第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

（１）名義書換

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、無記名式受益証券から記名式受益証券への変更の請求、記名式受益証券から無記名式受益証券への変更の請求を行なわないものとします。

（２）受益者に対する特典

該当事項はありません。

（３）譲渡制限の内容

譲渡制限はありません。

受益権の譲渡

- ・受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- ・前述の申請のある場合には、振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等（当該他の振替機関等の上位機関を含みます。）に社債、株式等の振替に関する法律の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- ・前述の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合などにおいて、委託会社が必要と認めるときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

（４）受益証券の再発行

受益者は、委託会社がやむを得ない事情などにより受益証券を発行する場合を除き、受益証券の再発行の請求を行なわないものとします。

（５）受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社債、株式等の振替に関する法律に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

（６）質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権にかかる収益分配金の支払い、解約請求の受付、解約金および償還金の支払いなどについては、約款の規定によるほか、民法その他の法令などにしたがって取り扱われます。

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

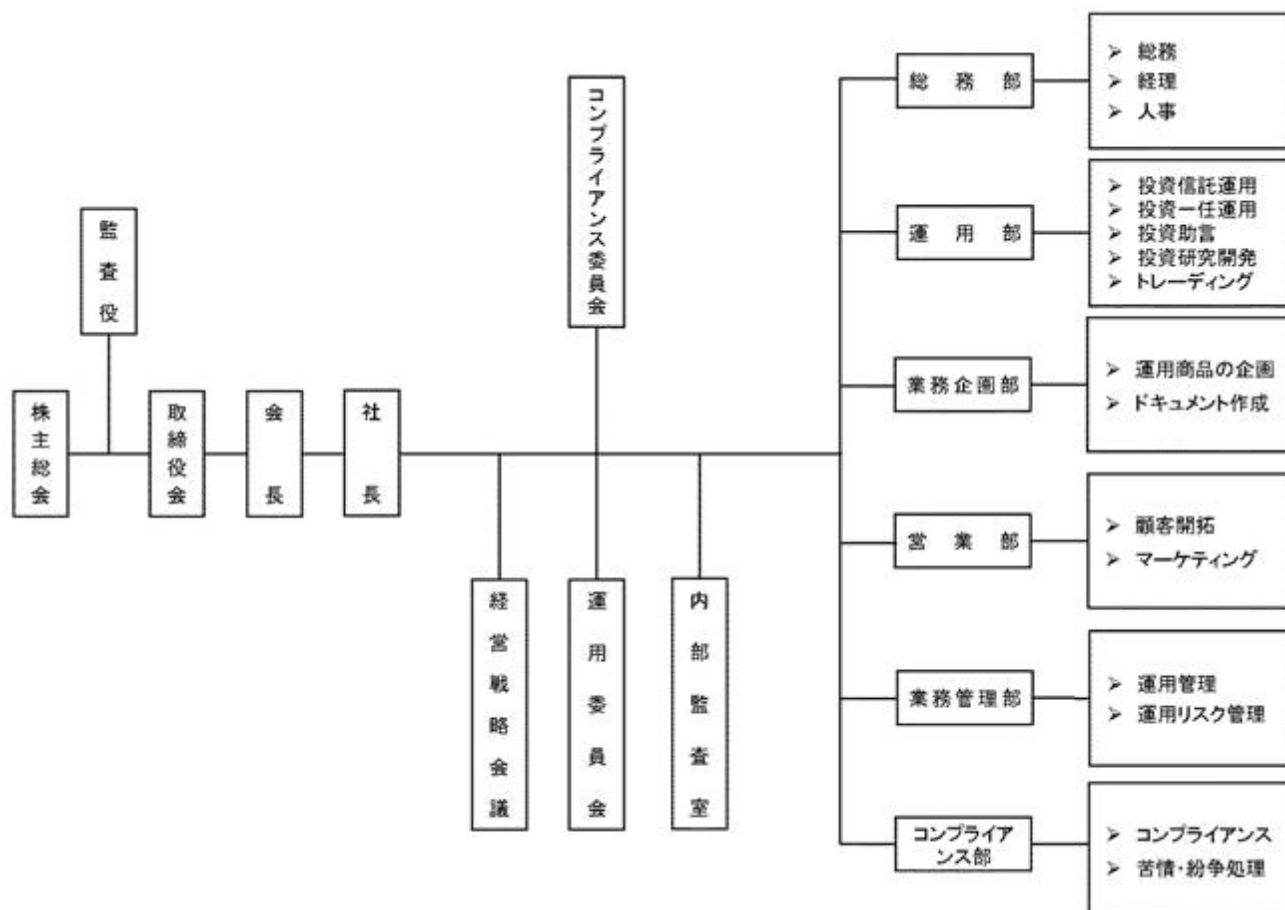
(1) 資本金の額等

2021年6月末現在の委託会社の資本金の額：	2億3,105万円
発行可能株式総数：	20,000株
発行済株式総数：	6,552株
最近5年間ににおける資本金の額の増減：	2021年3月31日に資本金2億3,105万円に増資

(2) 委託会社等の機構

委託会社の機構は次の通りとなっております。委託会社の取締役は3名以上、監査役は1名以上とし、株主総会で選任されます。取締役の選任決議は、累積投票によらないものとします。取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠又は増員により選任された取締役の任期は、退任した取締役または他の在任取締役の任期の満了すべき時までとします。委託会社の業務上重要な事項は、取締役会の決議により決定します。取締役会は、その決議により、取締役会長及び取締役社長各1名を選定し、また必要に応じて副社長、専務取締役および常務取締役各若干名を選定することができます。

組織図



(2021年6月末現在)

投資運用の意思決定機構

- a. 運用部に所属するファンドマネジャーは国内外の経済環境や投資環境を分析し、その相場展望に基づく月次又は臨時の運用実施方針を作成します。

- b. 「運用委員会」は運用部から提出された運用実施方針を「コンプライアンス委員会」より上程された運用リスク管理案や事故報告等を踏まえて総合的に審議し、月次の運用方針および各ファンドの運用計画を決定します。
- c. 各ファンドマネジャーは定められた運用方針・運用計画に基づき、日々の資産配分・銘柄選択等を決定し、トレーダーに売買に関する指図をします。
- d. 「コンプライアンス委員会」は、原則として月次で運用実績・パフォーマンスを分析評価し、必要に応じて運用リスク管理案等を「運用委員会」へ上程します。
- e. 「運用委員会」は、常勤取締役、常勤監査役、運用部長、コンプライアンス部長、業務管理部長、その他代表取締役に指名された者で構成し、原則として月次で開催される他、必要に応じて臨時で開催されます。

（2021年6月末現在）

2【事業の内容及び営業の概況】

- ・「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに、「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者として投資信託の運用および投資一任契約に基づく運用（投資運用業）を行っています。また「金融商品取引法」に定める第二種金融商品取引業に係る業務の一部および投資助言業務を行っています。
- ・2021年6月末現在、委託会社が、運用する投資信託は以下のとおりです。

（親投資信託を除く。）

ファンドの種類	本数	純資産総額
追加型株式投資信託	28本	34,489,893,637 円
単位型株式投資信託	15本	8,166,160,640 円
合計	43本	42,656,054,277 円

3 【委託会社等の経理状況】

1. 財務諸表の作成方法について

委託会社であるファイブスター投信投資顧問株式会社（以下「当社」という。）の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という。）並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」（平成19年8月6日内閣府令第52号）により作成しております。

なお、財務諸表の金額は、千円未満の端数を切り捨てて記載しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第12期事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、イデア監査法人の監査を受けております。

(1) 【貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 2020年3月31日	当事業年度 2021年3月31日
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	183,254	420,958
前払費用	790	3,287
未収運用受託報酬	9,366	113,478
未収投資助言報酬	882	—
未収委託者報酬	68,094	109,081
立替金	3,071	4,706
1年内回収予定の役員に対する長期貸付金	1,081	1,099
その他	301	58
流動資産合計	266,843	652,669
固定資産		
有形固定資産		
建物	1 1,128	1 966
器具備品	1 644	1 414
その他	816	1,793
有形固定資産合計	2,589	3,174
無形固定資産		
ソフトウェア	642	170
無形固定資産合計	642	170
投資その他の資産		
投資有価証券	2,951	16,002
役員に対する長期貸付金	6,806	5,707
差入保証金	4,520	4,520
繰延税金資産	16,254	8,306
投資その他の資産合計	30,532	34,536
固定資産合計	33,763	37,880
資産合計	300,607	690,550
負債の部		
流動負債		
預り金	3,153	38,247
未払手数料	30,316	42,402
未払費用	10,611	66,604
未払法人税等	7,729	61,474
未払消費税等	4,134	10,977
賞与引当金	4,347	13,360
その他	10,246	3,962
流動負債合計	70,538	237,030
負債合計	70,538	237,030
純資産の部		
株主資本		
資本金	211,750	231,050
資本剰余金		
資本準備金	74,750	94,050
資本剰余金合計	74,750	94,050
利益剰余金		
その他利益剰余金		
繰越利益剰余金	56,382	128,418

利益剰余金合計	56,382	128,418
株主資本合計	230,117	453,518
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	48	1
評価・換算差額等合計	48	1
純資産合計	230,068	453,520
負債純資産合計	300,607	690,550

(2) 【損益計算書】

(単位：千円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
運用受託報酬	162,483	576,693
投資助言報酬	5,530	1,519
委託者報酬	290,382	427,946
営業収益合計	458,397	1,006,159
営業費用		
支払手数料	141,203	193,112
広告宣伝費	800	4,005
調査費	40,540	39,551
調査費	37,037	38,108
委託調査費	3,502	1,442
営業雑経費	3,056	3,506
通信費	1,824	2,295
協会費	1,215	1,210
諸会費	15	—
営業費用合計	185,600	240,175
一般管理費		
給料	177,551	444,838
役員報酬	54,896	54,896
給与手当	116,169	288,551
役員賞与	—	37,188
賞与	2,138	50,842
賞与引当金繰入額	4,347	13,360
福利厚生費	15,533	21,167
交際費	2,740	1,667
旅費交通費	8,254	3,478
租税公課	3,832	8,744
不動産賃借料	6,908	6,908
固定資産減価償却費	3,100	2,041
諸経費	23,645	25,628
一般管理費合計	241,568	514,474
営業利益	31,228	251,508
営業外収益		
受取利息	136	121
受取配当金	10	120
その他	64	—
営業外収益合計	210	241
営業外費用		
デリバティブ損失	—	985
その他	—	0
営業外費用合計	—	985
経常利益	31,438	250,764
税引前当期純利益	31,438	250,764
法人税、住民税及び事業税	5,927	58,016
法人税等調整額	9,143	7,947
法人税等合計	15,071	65,963
当期純利益	16,367	184,801

(3) 【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		株主資本 合計
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金	利益剰余金 合計	
				繰越利益 剰余金		
当期首残高	211,750	74,750	74,750	72,749	72,749	213,750
当期変動額						
当期純利益				16,367	16,367	16,367
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	—	—	—	16,367	16,367	16,367
当期末残高	211,750	74,750	74,750	56,382	56,382	230,117

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価 証券評価差 額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	22	22	213,727
当期変動額			
当期純利益			16,367
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	26	26	26
当期変動額合計	26	26	16,341
当期末残高	48	48	230,068

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

	株主資本					株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		
		資本準備金	資本剰余金 合計	その他利益 剰余金 繰越利益 剰余金	利益剰余金 合計	
当期首残高	211,750	74,750	74,750	56,382	56,382	230,117
当期変動額						
新株の発行（新株予約権の行使）	19,300	19,300	19,300			38,600
当期純利益				184,801	184,801	184,801
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）						
当期変動額合計	19,300	19,300	19,300	184,801	184,801	223,401
当期末残高	231,050	94,050	94,050	128,418	128,418	453,518

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	48	48	230,068
当期変動額			
新株の発行（新株予約権の行使）			38,600
当期純利益			184,801
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	50	50	50
当期変動額合計	50	50	223,451
当期末残高	1	1	453,520

注記事項

（重要な会計方針）

１．有価証券の評価基準及び評価方法

（１）その他有価証券

時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

２．固定資産の減価償却の方法

（１）有形固定資産

定率法を採用しております。ただし、2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物	8～15年
器具備品	4～10年

（２）無形固定資産

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

３．引当金の計上基準

（１）貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

（２）賞与引当金

従業員賞与の支給に備えるため、将来の支給見込額のうち当期負担額を計上しております。

４．その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

（１）消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

繰延税金資産の回収可能性について

（１）当事業年度の財務諸表に計上した金額

8,307千円

（２）識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

当社は、繰延税金資産について、将来の利益計画に基づいた課税所得が十分に確保できることや回収可能性があると判断した将来減算一時差異について繰延税金資産を計上する方針としております。繰延税金資産の回収可能性は将来の課税所得の見積りに依存するため、その見積りの前提とした条件や仮定に変更が生じた場合、繰延税金資産及び法人税等調整額の金額に重要な影響を与える可能性があります。

（表示方法の変更）

（「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用）

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」（企業会計基準第31号 2020年3月31日）を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11号ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

（貸借対照表関係）

1 有形固定資産の減価償却累計額

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
建物	1,570千円	1,732千円
器具備品	1,110千円	1,339千円

（損益計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（株主資本等変動計算書関係）

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	—	—	5,780

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

（注）第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

該当なし

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 発行済株式に関する事項

	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式（株）	5,780	772	-	6,552

（変動事由の概要）

新株の発行（新株予約権の行使）

ストック・オプションの権利行使による増加 772株

2. 自己株式に関する事項

該当なし

3. 新株予約権等に関する事項

内訳	目的となる株式の種類	目的となる株式の数（株）				当事業年度末 残高
		当事業年度 期首	増加	減少	当事業年度末	
ストック・オプションとしての第2回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第3回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第4回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第5回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第6回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第7回新株予約権	—	—	—	—	—	—
ストック・オプションとしての第8回新株予約権	—	—	—	—	—	—

（注）第8回新株予約権は、権利行使期間の初日が到来していません。

4. 配当に関する事項

（1）配当金支払額

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
-	-	-	-	-	-	-

（2）基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 （千円）	1株当たり 配当額（円）	基準日	効力発生日
2021年6月18日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	65,520	10,000	2021年3月31日	2021年6月21日

（注）2021年6月18日開催の定時株主総会において、決議する予定であります。

（リース取引関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（金融商品関係）

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社は、投資運用業を営んでおります。資金運用については、一時的な余資は有金利預金により、通常の取引条件から著しく乖離していないことを検証した上で行っております。また、当社設定私募投信の当初運用資金として、有価証券を取得しております。

デリバティブ取引については、財務健全性の観点からそのリスクを低減するために利用することとし、投機的な取引は行いません。なお、現在はデリバティブ取引を行っておりません。

(2) 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である未収運用受託報酬及び未収投資助言報酬は、投資一任契約及び投資助言契約に基づき、契約資産額より受け入れる基本報酬額のうち、未収分を計上した金額であり、契約資産額は証券会社において分別管理されていることから、当社の債権としてのリスクは、認識しておりません。

営業債権である未収委託者報酬は、投資信託約款に基づき、信託財産から支払われる委託者に対する報酬の未払い金額であり、信託財産は受託銀行において分別保管されていることから、当社の債権としてのリスクは認識しておりません。

(3) 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（預金の預入先や債券の発行体の信用リスク）の管理

預金の預入先や債券の発行体の信用リスクについては、格付けの高い預入先や発行体に限定することにより、リスクの軽減を図っております。

市場リスク（価格変動リスク及び為替変動リスク）の管理

資金運用の状況については、取締役会で定めた基準に従い、代表取締役社長が毎月の定例取締役会において報告をしております。

また市場における価格変動リスクについては、取締役会で定めた基準に従い、業務管理部が定期的に時価をモニタリングし、その中で時価が基準を超える下落となった場合には、速やかに代表取締役社長に報告し、重要であると判断した場合には臨時取締役会を開催し、対処方法について決議を得る体制となっております。

流動性リスクの管理

資金繰りについては、総務部が作成した年度の資金計画を取締役会において報告し、それに基づいた管理を行っております。また手元流動性を一定額以上維持することなどにより、流動性リスクを管理しております。

(4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件などを採用することにより、当該価額が変動することがあります。

2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません（(注2)参照）。

前事業年度（2020年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	183,254	183,254	—
(2) 未収運用受託報酬	9,366	9,366	—
(3) 未収投資助言報酬	882	882	—
(4) 未収委託者報酬	68,094	68,094	—
(5) 立替金	3,071	3,071	—
(6) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	7,887	7,887	0
(7) 投資有価証券 その他有価証券	2,951	2,951	—
資産計	275,508	275,508	0
(1) 未払手数料	(30,316)	(30,316)	—
(2) 未払費用	(10,611)	(10,611)	—
負債計	(40,927)	(40,927)	—

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

当事業年度（2021年3月31日）

	貸借対照表計上額 (千円)	時価 (千円)	差額 (千円)
(1) 現金及び預金	420,958	420,958	—
(2) 未収運用受託報酬	113,478	113,478	—
(3) 未収委託者報酬	109,081	109,081	—
(4) 立替金	4,706	4,706	—
(5) 役員に対する長期貸付金 (1年内回収予定を含む。)	6,806	6,806	0
(6) 投資有価証券 その他有価証券	16,002	16,002	—
資産計	671,033	671,033	0
(1) 未払手数料	(42,402)	(42,402)	—
(2) 未払費用	(66,604)	(66,604)	—
負債計	(109,007)	(109,007)	—

(*) 負債に計上されているものは、()で示しています。

(注1) 金融商品の時価の算定方法

前事業年度（2020年3月31日）

- 資産 (1)現金及び預金、(2)未収運用受託報酬、(3)未収投資助言報酬、(4)未収委託者報酬、(5)立替金
これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。
- (6)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）
元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。
- (7)投資有価証券
証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債 (1)未払手数料、(2)未払費用

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

当事業年度（2021年3月31日）

資産 (1)現金及び預金、(2)未収運用受託報酬、(3)未収委託者報酬、(4)立替金

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿金額によっております。

(5)役員に対する長期貸付金（1年内回収予定を含む。）

元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて時価を算定しております。

(6)投資有価証券

証券投資信託の時価は、決算日における基準価額によっております。

負債 (1)未払手数料、(2)未払費用

これらは短期で決済され、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(注2) 時価を把握することが極めて困難と認められる金融商品

(単位:千円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(1) 差入保証金	4,520	4,520

市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積もることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるものであるため、時価開示の対象としておりません。

(注3) 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

前事業年度（2020年3月31日）

(単位:千円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	183,254	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	9,366	—	—	—
(3) 未収投資助言報酬	882	—	—	—
(4) 未収委託者報酬	68,094	—	—	—
(5) 立替金	3,071	—	—	—
(6) 役員に対する長期貸付金	1,081	4,503	2,302	—
合計	265,751	4,503	2,302	—

当事業年度（2021年3月31日）

(単位:千円)

	1 年内	1 年超 5 年以内	5 年超10年以内	10年超
(1) 現金及び預金	420,958	—	—	—
(2) 未収運用受託報酬	113,478	—	—	—
(3) 未収委託者報酬	109,081	—	—	—
(4) 立替金	4,706	—	—	—
(5) 役員に対する長期貸付金	1,099	4,576	1,130	—
合計	649,324	4,576	1,130	—

（有価証券関係）

１．その他有価証券

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	-	-	-
	小計	-	-	-
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,951	3,000	48
	小計	2,951	3,000	48
合計		2,951	3,000	48

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

	種類	貸借対照表計上額 (千円)	取得原価 (千円)	差額 (千円)
貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	2,057	2,000	57
	小計	2,057	2,000	57
貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	株式	-	-	-
	債券	-	-	-
	その他	13,944	14,000	55
	小計	13,944	14,000	55
合計		16,002	16,000	2

２．売却したその他有価証券

前期事業年度（2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（2021年3月31日）

該当事項はありません。

（デリバティブ取引関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（退職給付関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

該当事項はありません。

（ストック・オプション等関係）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. スtock・オプションの内容、規模、変動状況

(1) スtock・オプションの内容

	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 4 名	当社取締役 1 名 当社従業員 4 名	当社取締役 1 名 当社従業員 6 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	2011年6月24日	2013年7月25日	2014年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2011年5月31日 至 2013年6月30日	自 2013年6月27日 至 2015年7月31日	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日
権利行使期間	自 2013年7月 1日 至 2021年5月31日	自 2015年8月 1日 至 2023年6月30日	自 2016年8月 1日 至 2024年6月30日

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社監査役 2 名 当社従業員 5 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2016年3月31日	2017年6月9日	2018年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日
権利行使期間	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日

	第 8 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社従業員 9 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株
付与日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) スtock・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	—	500
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	500
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前事業年度末	240	300	300	500	—
権利確定	—	—	—	—	500
権利行使	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
未行使残	240	300	300	500	500

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	500	—
付与	—	500
失効	—	—
権利確定	—	—
未確定残	500	500
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	—	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	—	—

単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(3) 付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっておりま

す。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5)ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計 一円

当事業年度において行使されたストック・オプションはありません。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 当該事業年度における費用計上額及び科目名

該当事項はありません。

2. ストック・オプションの内容、規模、変動状況

(1) ストック・オプションの内容

	第 2 回新株予約権	第 3 回新株予約権	第 4 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社従業員 4 名	当社取締役 1 名 当社従業員 4 名	当社取締役 1 名 当社従業員 6 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式240株	普通株式300株	普通株式300株
付与日	2011年6月24日	2013年7月25日	2014年7月25日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2011年5月31日 至 2013年6月30日	自 2013年6月27日 至 2015年7月31日	自 2014年6月27日 至 2016年7月31日
権利行使期間	自 2013年7月 1日 至 2021年5月31日	自 2015年8月 1日 至 2023年6月30日	自 2016年8月 1日 至 2024年6月30日

	第 5 回新株予約権	第 6 回新株予約権	第 7 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 2 名 当社監査役 2 名 当社従業員 5 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名	当社取締役 3 名 当社従業員 5 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株	普通株式500株	普通株式500株
付与日	2016年3月31日	2017年6月9日	2018年5月31日
権利確定条件	(注)	(注)	(注)
対象勤務期間	自 2016年3月31日 至 2018年3月31日	自 2017年6月9日 至 2019年6月9日	自 2018年5月31日 至 2020年5月31日
権利行使期間	自 2018年4月 1日 至 2026年3月10日	自 2019年6月10日 至 2027年6月 9日	自 2020年6月 1日 至 2028年5月15日

	第 8 回新株予約権
付与対象者の区分及び人数	当社取締役 3 名 当社従業員 9 名
株式の種類及び付与数（株）	普通株式500株
付与日	2019年5月31日
権利確定条件	(注)
対象勤務期間	自 2019年5月31日 至 2021年5月31日
権利行使期間	自 2021年6月 1日 至 2029年5月15日

(注) 新株予約権者は、権利行使時においても、当社の取締役、監査役又は従業員のいずれかの地位を有することを要する。ただし、任期満了による退任、定年退職、その他新株予約権者の退任又は退職後の権利行使につき正当な理由があると取締役会が認めた場合は、この限りではない。

新株予約権者が死亡した場合、新株予約権者の相続人による本新株予約権の行使は認めないものとする。

新株予約権者は、その割当数の一部又は全部を行使することができる。ただし、新株予約権の1個未満の行使はできないものとする。

(2) ストック・オプションの規模及びその変動状況

ストック・オプションの数

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利確定前（株）					
前事業年度末	—	—	—	—	—
付与	—	—	—	—	—
失効	—	—	—	—	—
権利確定	—	—	—	—	—
未確定残	—	—	—	—	—
権利確定後（株）					
前事業年度末	240	300	300	500	500
権利確定	—	—	—	—	—
権利行使	160	270	52	170	120
失効	80	30	—	—	—
未行使残	—	—	248	330	380

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利確定前（株）		
前事業年度末	500	500
付与	—	—
失効	—	—
権利確定	500	—
未確定残	—	500
権利確定後（株）		
前事業年度末	—	—
権利確定	500	—
権利行使	—	—
失効	—	—
未行使残	500	—

単価情報

	第2回 新株予約権	第3回 新株予約権	第4回 新株予約権	第5回 新株予約権	第6回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000	50,000	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—	—	—	—

	第7回 新株予約権	第8回 新株予約権
権利行使価格（円）	50,000	50,000
付与日における公正な評価単価（円）	—	—

(3)付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法

付与されたストック・オプションの公正な評価単価の見積方法は、当社が未公開企業であるため、ストック・オプションの公正な評価単価の見積方法を単位当たりの本源的価値の見積によっております。また、単位当たりの本源的価値を算定する基礎となる当社株式の評価方法は、純資産価額方式によっております。

(4)ストック・オプションの権利確定数の見積方法

基本的には、将来の失効数の合理的予測は困難であるため、実績の失効数のみを反映させる方法を採用しております。

(5)ストック・オプションの単位当たりの本源的価値による算定を行った場合の当事業年度末における本源的価値の合計額および当事業年度において権利行使されたストック・オプションの権利行使日における本源的価値の合計額

当事業年度末における本源的価値の合計 37,630千円

当事業年度において行使されたストック・オプションの本源的価値の合計 14,836千円

（税効果会計関係）

1. 繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
未払事業税	853 千円	4,216千円
賞与引当金	1,331	4,090
減価償却超過額	54	-
その他有価証券評価差額金	14	-
税務上の繰越欠損金(*2)	27,711	-
繰延税金資産小計	29,964	8,307
税務上の繰越欠損金に係る 評価性引当額(*2)	13,695	-
将来減算一時差異等の合計 に係る評価性引当額	14	-
評価性引当額小計(*1)	13,710	-
繰延税金資産合計	16,254	8,307
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	0
繰延税金負債合計	-	0
繰延税金資産（純額）	16,254	8,306

(*1) 評価性引当額が13,710千円減少しています。この増加の主な内容は、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額が13,695千円減少したことに伴うものです。

(*2) 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額

前事業年度(2020年3月31日)

(単位：千円)

項目名	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内	5年超	合計
税務上の繰 越 欠 損 金 (a)	-	15,726	9,752	2,232	-	-	27,711
評価性引当 額	-	7,168	6,527	-	-	-	13,695
繰延税金資 産	-	8,558	3,225	2,232	-	-	(b)14,015

(a) 税務上の繰越欠損金は、法定実効税率を乗じた額です。

(b) 税務上の欠損金が生じた要因、中長期計画、過去における中長期計画の達成状況、過去および当期の課税所得または税務上の欠損金の推移等を勘案して、将来において一時差異加減算前課税所得が安定的に生じることが見込まれることにより、税務上の繰越欠損金の一部を回収可能と判断しています。

当事業年度(2021年3月31日)

該当事項はありません。

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

前事業年度
(2020年3月31日)

当事業年度
(2021年3月31日)

法定実効税率	30.6%	30.6%
（調整）		
繰越欠損金の利用	17.7	11.1
評価性引当額の増減	32.1	5.6
交際費等永久に損金に算入されない項目	2.1	4.7
住民税均等割額	0.9	0.1
その他	0.1	3.7
税効果会計適用後の法人税等の負担率	47.9	26.3

（セグメント情報等）

1. セグメント情報

当社の事業セグメントは、アセットマネジメント事業のみの単一セグメントであり重要性に乏しいため、セグメント情報の記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品及びサービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

営業収益

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
290,382	168,014	458,397

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：千円）

日本	欧州	合計
427,946	578,212	1,006,159

（注）営業収益は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産のみであるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	110,570	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	45,944	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

顧客の名称又は氏名	営業収益(千円)	関連するセグメント名
SHINBI Japan Equity Long Short Fund	392,012	-
TAIKI Japan Equity Long Short Fund	161,059	-

委託者報酬については、委託者報酬を最終的に負担する受益者は不特定多数であるため、記載を省略しております。

- 3．報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報
該当事項はありません。
- 4．報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報
該当事項はありません。
- 5．報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報
該当事項はありません。

（関連当事者情報）

前事業年度（自 2019年4月1日至 2020年3月31日）

１．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	日産証券株式会社（ユニコムグループホールディングス㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	35,290	未払手数料	10,344

（注） 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

当事業年度（自 2020年4月1日至 2021年3月31日）

１．関連当事者との取引

兄弟会社等

種類	会社等の名称又は氏名	所在地	資本金又は出資金（千円）	事業の内容又は職業	議決権等の所有（被所有）割合（％）	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額（千円）	科目	期末残高（千円）
主要株主の子会社	日産証券株式会社（ユニコムグループホールディングス㈱の子会社）	東京都中央区	1,500,000	証券業	-	投資信託の販売	支払手数料（注）1	36,885	未払手数料	10,351

（注） 上記の取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。
取引条件及び取引条件の決定方針等
一般取引条件と同様に決定しております。

２．親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

（１株当たり情報）

	前事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	当事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
１株当たり純資産額	39,804.23円	69,218.62円
１株当たり当期純利益金額	2,831.67円	31,622.45円

（注） 潜在株式調整後１株当たり当期純利益金額については、潜在株式は存在するものの、当社株式は非上場であるため期中平均株価が把握できませんので、記載しておりません。

１株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前事業年度 （自 2019年4月 1日 至 2020年3月31日）	当事業年度 （自 2020年4月 1日 至 2021年3月31日）
１株当たり当期純利益金額		
当期純利益（千円）	16,367	184,801
普通株主に帰属しない金額（千円）	—	—
普通株式に係る当期純利益（千円）	16,367	184,801
普通株式の期中平均株式数（株）	5,780	5,844

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

4 【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己またはその取締役もしくは執行役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (2) 運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと（投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。）。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等（委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。）または子法人等（委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。）と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4) 委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5) 上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5 【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2) 訴訟事件その他の重要事項

本書提出日現在、委託会社および当ファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実は発生していません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

(1) 受託会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
三井住友信託銀行株式会社	342,037百万円	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<再信託受託会社の概要>

名称 : 株式会社日本カストディ銀行

資本金の額 : 51,000百万円(2021年3月末)

事業の内容 : 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

再信託の目的 : 原信託契約にかかる信託業務の一部(信託財産の管理)を原信託受託者から再信託受託者(株式会社日本カストディ銀行)へ委託するため、原信託財産のすべてを再信託受託者へ移管することを目的とします。

(2) 販売会社

名 称	資本金の額 (2021年3月末現在)	事業の内容
藍澤證券株式会社	8,000百万円	金融商品取引法に定める第一種金融商品取引業を営んでいます。

2【関係業務の概要】

(1) 受託会社

ファンドの信託財産に属する有価証券の管理・計算事務などを行いません。

(2) 販売会社

日本におけるファンドの募集、解約、収益分配金および償還金の取扱いなどを行いません。

3【資本関係】

(1) 受託会社

該当事項はありません。

(2) 販売会社

藍澤證券株式会社は、委託会社の株式を8.39%保有しています。

(2021年6月末現在)

第3【その他】

- (1) 目論見書の別称として「投資信託説明書（交付目論見書）」または「投資信託説明書（請求目論見書）」という名称を使用します。
- (2) 目論見書の表紙、表紙裏または裏表紙に、以下を記載することがあります。
- 委託会社の金融商品取引業者登録番号および設立年月日
 - ファンドの基本的性格など
 - 委託会社およびファンドのロゴ・マークや図案など
 - 委託会社のホームページや携帯電話サイトのご案内など
 - 目論見書の使用開始日
- (3) 目論見書の表紙または表紙裏に、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- 投資信託は、元金および利回りが保証されているものではない旨の記載。
- 投資した資産の価値の減少を含むリスクは、投資信託を購入されたお客様が負う旨の記載。
- 「金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書である。」旨の記載。
- 「ご購入に際しては、目論見書の内容を十分にお読みください。」という趣旨の記載。
- 請求目論見書の入手方法（ホームページで閲覧、ダウンロードできるなど）についての記載。
- 請求目論見書は投資者の請求により販売会社から交付される旨および当該請求を行なった場合にはその旨の記録をしておくべきである旨の記載。
- 「約款が請求目論見書に掲載されている。」旨の記載。
- 商品内容に関して重大な変更を行なう場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する旨の記載。
- 投資信託の財産は受託会社において信託法に基づき分別管理されている旨の記載。
- 有価証券届出書の効力発生およびその確認方法に関する記載。
- 委託会社の情報として記載することが望ましい事項と判断する事項がある場合は、当該事項の記載。
- (4) 交付目論見書の投資リスクに、以下の趣旨の文章の全部または一部を記載することがあります。
- ファンドの取引に関して、金融商品取引法第37条の6の規定（いわゆるクーリング・オフ）の適用がない旨の記載。
- 投資信託は、預金や保険契約とは異なり、預金保険機構および保険契約者保護機構の保護の対象ではない旨。また、銀行など登録金融機関で購入された場合、投資者保護基金の支払いの対象とはならない旨の記載。
- (5) 有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表などを付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。
- (6) 目論見書に約款を掲載し、有価証券届出書本文「第二部 ファンド情報」中「第1 ファンドの状況」「2 投資方針」の詳細な内容につきましては、当該約款を参照する旨を記載することで、目論見書の内容の記載とすることがあります。
- (7) 投信評価機関、投信評価会社などによる評価を取得・使用する場合があります。
- (8) 目論見書は電子媒体などとして使用されるほか、インターネットなどに掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

2021年6月15日

ファイブスター投信投資顧問株式会社
取締役会 御中

イデア監査法人

東京都中央区

指定社員

業務執行社員

公認会計士 立 野 晴 朗

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているファイブスター投信投資顧問株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第12期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ファイブスター投信投資顧問株式会社の2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

財務諸表に対する経営者及び監査役の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

- （注）1．上記は、委託会社が、独立監査人の監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は委託会社が別途保管しております。
- 2．XBRLデータは監査の対象には含まれていません。